

第十一編 農村問題

總 説

本年は農村問題も亦多忙な年であつた。その理由の第一は、本年に於て第三回國際労働會議が開かれ、こゝに農業労働者の問題が論ぜられると云ふこと、その理由の第二は數年來米價の高値がつゞいて農業企業者の利益が増大したのに對し、而してこの間小作者の自覺があつたのに對し、たと云ふこと、この理由の第三は米價が四月頃より下落を初め九月十月に瓦落をつけたために今迄生活の向上し投機を夢づけたために今迄生活の向上し投機を夢

みてゐた地主の狼狽したことにある。前二者の理由によつて起つて來た問題は、小作を中心とした地主に對する反抗運動であつて後者の理由によつて起つて來た問題は、投賣防止運動である。共に吾國未會有の社會現象と云ふべく、吾等は此の兩問題に關して、かゝる問題も輿論を後援として社會的に取扱はるゝ様になつた傾向を見出しが出来る。而して前者は被壓者の反抗運動として傍観者に悲愴の感を抱かしめるが、その組織的でなく、その全國的小作者はその利益に與ることが少なかつたこと、この理由の第三は米價が四月頃より下落を初め九月十月に瓦落をつけたために今迄生活の向上し投機を夢づけたために今迄生活の向上し投機を夢

第一 農家、地價、土地收益		農 家 戸 數		地 主 戸 數	
一 各府縣別農家戸數(第三十五次農省務統計による大正七年未現在)		農 家 戸 數		地 主 戸 數	
地 方	自 作 小 作	自 作 兼 小 作	計	地 主 戸 數	地 主 戸 數
東京	三三、一六	一八、二三	三六、六三	四三、二九	一八、〇五
京都	二五、四五	三三、五九	五六、三一	四四、八七	六六、一五
大阪	一九、七三	四五、九三	六四、六一	四六、七九	五三、〇八
奈良	一九、七〇	四五、九三	六四、六一	四六、七九	五三、〇八
兵庫	一九、六三	四五、九三	六三、六六	四六、七九	五三、〇八
神戶	一九、四九	四五、九三	六一、三六	四六、七九	五三、〇八
新潟	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
長岡	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
群馬	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
埼玉	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
千葉	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
茨城	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
福島	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
新潟	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
長野	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
山梨	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
山形	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
宮城	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
福島	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
岩手	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
秋田	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
青森	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八
北海道	一九、四九	四五、九三	六一、三七	四六、七九	五三、〇八

島富石福秋山青巖福宮長岐滋山靜愛三

根取山川井形森手城野・阜賀梨岡知重

四三、六六八	三九、四七七
九二、五七七	五八、一三四
四三、八五一	四三、C三三
一九、〇九七	三〇、〇九九
元、八〇五	二九、三三五
四、五五五	元、〇一〇
六、八五五	西、七六一
三、七六一	元、九二七
五、九三一	三、四五五
三、九五三	三、三六三
三、九五八	三、二五三
三、九五〇	三、一五〇
三、九二	三、九四三
三、九一	三、九二

四七、〇六六	二一九、八〇一
九一、三三三	一〇四、七四三
一七一、四六〇	一〇一、四六〇
一九、〇五三	七七、〇三三
八六、七八〇	九三、七〇六
一九、三六六	八〇、八〇一
一四、〇九三	九三、八四〇
六、九七六	九一、〇三〇
三、九五五	一元、〇三〇
三、九五八	一元、〇九三
三、九五〇	一七五、九六一
三、九二	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	九三、〇九〇
一四、〇九三	一元、〇九三
六、九七六	一七五、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

北沖鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡歌	二二、四九一
計	一六九、四五五
海兒	一〇九、〇三〇
道繩島崎本賀分岡知媛川島山口島山	一元、〇九三

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

四七、〇九六	二二、四九一
九一、三三三	一六九、四五五
一六一、四六〇	一〇九、四三三
九三、八五九	五七、〇一〇
八六、七八〇	八六、〇九〇
一九、三六六	一元、〇九三
一四、〇九三	一七五、九六一
六、九七六	一七六、九六一
三、九五五	一七六、九六一
三、九五八	一七六、九六一

二 全國田畠價格及び収益

(日本勸業銀行大正七年
十一月調査による)

均の一反歩當り 法定地價を品等別にて示すに左の如し。

田 畠

上 等	五五圓
二五圓	一七圓
一〇圓	二四圓
一〇圓	二四圓

第一回	第二回	第三回
四一	四五	四五
五一	二三	二二
一八	一八	一七
一九	二六	二五
一一〇	一二五	一一七

ロ 田畠賣買價格

田畠毎に上、普通、下の三品等に就て報告を徵したるが法定地價は必ずしも品等と相伴ふものにあらずと雖も大體の標準となり得るを以て先づ本調査にて得たる平均(単位圓)

之れを第一回調査たる明治四十二年及び第二回調査たる大正二年と比較するに左の如くにして毎回殆ど同一の結果を得

一反歩當り 一反歩當りの賣買價格左の如し(單位圓)

畑 下普	二四・〇八	三五・八五	一一・一三
田 下	一一・一八	二七・五七	一九・二八
田 上	一九・二八	二七・五九	四・二七
田 上	一九・二八	二七・五九	四・二七

前回調査と比較 之れを前回調査と比較するに左表の如くにして畑に於ては金納、物納ありて概論し難しと雖も田に於て見るに反當小作料（米納）は毎回の調査殆ど同一の結果を示したり（前述の如く各品等とも其法定地價が毎回殆ど同じき事實に注意せよ）

反當り小作料

畑 下	一・三八〇	二・二一	一・二二三
畑 上	一一一	一一一	一一一
田 上	一一一	一一一	一一一

同上換算價格

畑 下	二四・五三	一九・四七	一三・九五
畑 上	四八・三八	三九・一〇	二八・一三
田 下	一二・九二	一九・七二	一五・二二
田 上	二四・〇八	一七・五七	一一・一八

地方別比較 沖繩區を除き地方別によ

る反當小作料左の如くにして、田に於ては北區最も低く東區之れに亞ぎ、中區以西は

狀況相似たり。畑に於ては北區最も低く東區九州區之れに亞ぎ、四國區最も高く中區西區中間にあり

田（米にて）

畑 上	一・一五	一・二二	一・二六	一・二三	一・三六	一・三五	一・二二	一・一七
畑 下	一・九九	一・九五	一・九五	一・九五	一・五七	一・五五	一・五七	一・五七
田 上	一・九五	一・九五	一・九五	一・九五	一・五七	一・五五	一・五七	一・五七
田 下	一・七〇	一・七三	一・八三	一・八三	一・八二	一・八二	一・八二	一・八二
田 上	一・一五							
田 下	一・一五							
田 上	一・一五							
田 下	一・一五							
田 上	一・一五							

畑、金に換算して

畑 上	一五・〇八	一・二〇						
畑 下	一七・三三	一三・一〇						
田 上	二八・九九	二一・六五						
田 下	二三・三〇	二三・二五						
田 上	二八・六九	二一・六五						
田 下	二一・六五	一六・〇三						
田 上	一六・〇三							
田 下	一六・〇三							
田 上	一六・〇三							
田 下	一六・〇三							

畑 上	四・六							
田 上	三・六							
田 下	三・二							
田 上	二・九							
田 下	二・九							
田 上	二・九							
田 下	二・九							
田 上	二・九							
田 下	二・九							

前回調査の比較 左の如し

田 第一回	一八・六二	一〇・一六	四・五
田 第二回	四一・七六	七・二九	二四・六三
田 第三回	二一・一九	一五・四〇	九・七九

右により純収益の増加割合を見るに左の如くにして田畠各品等とも略其歩調を一にし居るも田に於ては稍増加率高きを示す之れ後記の如く調査時の米價高かりしによるもの多かる可しと思考せらる。

第一回を一〇〇とすれば第三回は

畑 上	一	三三四・四	下
畑 下	一	二九三・三	一
田 上	一	二	一

第二回を一〇〇とすれば第三回は

畑 上	二	二三三・九	下
畑 下	二	二一・二	一
田 上	二	二	一

地方別比較 沖繩區を除き純収益を地方別に比較するに田畠共に北區最低に位し東區之れに亞ぎ、中區四國區高位に居り九州區は中間に位す。

北
區
三三・一九
ニ七・四五
ニ〇・五一
普
下

四國區	二三・二五	二・一四	・〇九二
九州區	一六・〇三	一・三六	・〇八五
沖繩區	一八・五〇	一・二九	・〇七〇
平均	一七・五七	一・八二	・一〇四

今之を前回調査と比較するに格段の相違にて第一回にては田は約三割畑は約二割五分を占め第二回にては田は約二割畑は約一割八分を占めたるに第三回にては上記の如く田は約一割一分、畑は約一割を占むるに過ぎず是等は一に公課等の負擔は大體變動なきも小作物料の價格騰貴著しきに歸すべきものなりと云ふべし。

田(普通品等)

	實收小作 料	公課其他 の負擔	割合
第一回	一四・五四	四・一一	・二七九
第二回	一九・六五	三・九一	・一九九
第三回	三九・一二	四・四〇	・一一二
畑(普通品等)	一七・五七	・一九九	・一一二
割合	七・二六	二・四五	一・〇四
公課其他 の負擔	九・二二	一・六三	一・八二
實收小作 料	一・七八	二・四五	二・一七七
	一・八二	二・四五	二・一七七

實收小作料	平沖九四西中東北 繩州國			品等		
	田下普上	畑下普上	田下普上	田下普上	畑下普上	田下普上
備考	最高低に就ては沖繩を除く	・二八〇	・三四〇	・二四〇	・二八〇	・三四〇
前回調査比較	田	畑	田	畑	田	畑
本調査を前回調査と比	第一回	第二回	第三回	第一回	第二回	第三回
方別にて比較するに左の如し。	田	畑	田	田	田	畑
地方別比較	第一回	第二回	第三回	第一回	第二回	第三回
普通品等のものに就き地	田	畑	田	田	田	畑

察するに管理取立費は實收小作料に對し僅少の割合を示し地方別にて見る時は田畑全く其歩調を一にして沖繩縣を除けば一分九厘即ち實收小作料の約百分の二を占む。

田

	實收小 作料	立費理 取	割合
第一回	三九・一二	一・一五	・一五
第二回	一七・二五	一・〇六	・一五
第三回	一七・二五	一・一五	・一五
畑	三四六一六八一一一	一・一五	・一五
割合	一九・三	一・四	一・四

ト 賃貸收益利廻	平沖九四西中東北 繩州國			品等		
	田下普上	畑下普上	田下普上	田下普上	畑下普上	田下普上
實收小作料	一七・五七	一・六五	一・六五	一・六五	一・六五	一・六五
立費理取	一七・五〇	一・六五	一・六五	一・六五	一・六五	一・六五
割合	一・九三	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四

一反歩當り

^ 管理取立費

全國平均利廻 本調査に於て得たる田畠賣買價格に對する賃貸收益利廻りの全國平均左の如し。

利廻	田畠	利廻	田畠
上	普	上	普
円 七四三	田 上	円 六八一	田 上
○〇七九二	下	○〇七一〇	下
○〇九〇四	烟 普	○〇七七七	烟 普

前回調査比較 今之れを普品等の田畠に付き第一回第二回の調査の結果と對比するに左の如し。

第一回	第二回	第三回
円 六二七	円 六五四	円 七九二
○〇五八六	○六一五	○〇七一〇
即ち第三回は田に於て第一回に比し・○一六五、第二回に比し・○一三八の高歩を示し畠に於ても亦同様にして・○一二四及・○〇九五の高歩を示す。	一六五、第二回に比し・○一三八の高歩を示す。	一六五、第二回に比し・○一三八の高歩を示す。

蓋し本邦の田畠價格は概して米穀等生

産物の價格と歩調を一にして騰落する趨勢を有し、收益利廻は地方的の差異は別として全國平均又は同一地方としては大體連年大差なきが如く思考さるゝに拘らず、本調査に於ては前回又前々回調査に比較し何れの地方に於ても好利廻を示せる事

となれり其然る所以は次に述ぶるが如き事實に職由するものと考へらる、即ち近年に於ける米穀其他農產物の價格變動は甚だ突飛にして之れを米價に徴するも大正六年五月頃迄は一石十圓臺を唱へ(東京正

米相場にて)大正七年夏季迄は二十圓臺を呼び居りしが俄然同年秋以降急激の騰貴を告げ同年十二月には四十圓を突破し、大正八年に入りては益々其勢ひを高めたる

を以て偶々本調査(本調査の回答は大正八年二月に始まり大部分四月に了る)の際は小作物料の價格騰貴を告げたるに耕地價格の騰貴は尙未だ十分之れに伴はず從つて收益利廻よりすれば高歩を示すこと、なれるなり(畠にありては金納の場合ありて此事情なきことあり)蓋し報告者の回答による米價平均は三十四圓九十八錢にして報告者の意見は著しく報告當時の米價に引附けられたるものと認められ、若し夫れ將來經濟界の安定を得たる際に、田畠利廻が如何なる處に落付くべきやの問題に至りては蓋し最も興味ある事に屬し本調

査を續行するによりて其推移を闡明することを得べし。

府縣別の比較 普通品等の田畠に付き其平均利廻の高低による府縣別左の如し。

利廻 (田)
愛知

福井、岐阜、富山、廣島、神奈川
東京、靜岡、石川、岡山、香川、和歌

山、沖繩、鳥取、奈良、高知、鳥根、山形、山口、兵庫、秋田、熊本
八分以上 三重、滋賀、愛媛、茨城、群馬、千葉、栃木、德島、京都、宮城、新潟、長野、佐賀、山梨、巖手、埼玉、福岡

九分以上 長崎、鹿兒島、福島、大分
一分以上 同 (畠)

三分以上 東京
四分以上 神奈川、茨城

五分以上 栃木、愛知、群馬、埼玉、山口、宮城、山梨、靜岡、福島
七分以上 秋田、島根、和歌山、廣島、巖手、三重、熊本

八分以上 新潟、富山、愛媛、岡山、佐賀、奈良、鹿兒島、長崎、兵庫、德島、鳥取
九分以上 宮崎、沖繩、大分、滋賀、京都、香川、福岡、石川、高知、青森

地方別の比較 普通品等に付地方別にて示せば左の如し。

最高最低比較　普通品等の用烟に付き。
府縣別による最高最低左の如くにして今
之れを第一回及第二回の調査と對比して
之を示さん。

北 區	東 區	中 區	西 區	四 國	九 州	沖 繩	全 國	平 均
八六三	八二四	五二二	七〇七	七三〇	七八五	六八三	七九二	八六三
八九七	七四二	七八二	八八九	八六九	九一一	七一〇	八九二	七三五
八九七	七四二	六八三	八八九	八六九	九一一	七一〇	八九二	七三五
八九七	七四二	六八三	八八九	八六九	九一一	七一〇	八九二	七三五

即ち沖縄を除けば田に於ては中區最も
低く西區、四國區之れに亞ぎ次いで東區、
北區九州區の順序を爲し畑に於ては東區
最も低く中區、北區之れに亞ぎ次いで西區、
九州區四國區の順序を爲す。

田	第一回	宮城	愛知	三九七
畠	第二回	巖手	愛知	五六九
品等別の比較	第三回	宮崎	愛知	四一六
田畠共に上品等の利廻	第四回	青森	愛知	一五八
が下品等のものに比し兩者の間に常に相	第五回	沖縄	愛知	一一一
當の開きある事は、毎回結果の示す處なる	第六回	・一〇七五五	愛知	一〇四一六
が今回の一調査を第二回調査に比較するに	第七回	・一〇七一四	和歌山	一〇四一六
其開きの縮少せる事實あるを見る。即ち左	第八回	・一〇九七八	東京	一〇五七
	第九回	・一〇九七八	東京	一〇三四二
	第十回	・一〇九七八	東京	一〇三四七

三、大正九年米第一回豫想收穫高(農商務省發表に依る)△印ハ減

地 方	豫想收獲高		大正八年收 獲高比較	第一回豫想 收獲高	第二回豫想 收獲高	大正八年收 年收獲高
	第一回	第二回				
東北	八九、九五石	八六、二三石	三六、二六石	一、二三、八八石	一、二三、八八石	八八、九三石
北海道	一、二三、四三石	一、二三、八八石	一、二三、八八石	一、二三、六六石	一、二三、六六石	一、二三、六六石
森區	一、二三、六六石	一、二三、六六石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石
手形田	一、二三、六六石	一、二三、六六石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石
青巖秋山	一、二三、六六石	一、二三、六六石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石	一、二三、九九石

近 東 東 北 関
和奈大兵京 三愛靜山 滋岐長 福石富新 神東千埼群柄茨 福宮

歌 山 海 山 陸 奈 東

山良阪庫都區重知岡梨區賀阜野區井川山鴻區川京葉玉馬木城區鳥城

俵半の米を得、内一石四斗四升を小作米として地主に納め差引き一石三斗六升の米と大麥小麥、菜種、蠶豆、馬鈴薯の收入及び自作田より七俵半の米の收入がある別に副業として蓆の年額十圓がある之に對し支出の方では金肥が年六十三圓、人糞尿代米三俵、馬耕代年四十圓、住家修繕費年五圓、電燈代七圓八十錢、交際費四十圓、藥代十圓、被服十圓、食料米十二表、麥一石八斗、酒六圓、味噌醬油原料十四圓三十錢、課稅三十八圓二十錢、子守三十圓、雜費十圓、薪炭は殆んど藁を焚くといふ有様だが被服食糧の如ひ如きも其の最少限度を示したもので尙且つ收支の差が非常に懸隔があつて收入は到底生活費を満たすことが出來ぬ

右の状態を以て代表的のものとは斷定し難いけれどもその全貌を彷彿するに足るであらう。

次ぎに不景氣はこの小作人階級に如何なる影響を與へたか。元來此等の人々の收入は、日傭労働による日當、地主へ納入した殘餘米、農作の收穫、副業等よりなるものであるがその内、殘餘米については自家の食料に當てられ賣出す餘力のないのが普通であつて、たとへ賣出す餘裕があるにしても本年度の様に、米價下落の場合には幾何程の收入ともならない。又裏作に付て

は蒔付け時の物價が高かつたため、生産費が高くなつた上に麥類は收穫乏しく、且つその市價の下落を見たとであるからその收入は甚しく少い。又副業については養蠶製絲の如きは非常の打撃である。其他日傭勞賃其他二男三男や子供の出稼から得てゐた收入甚しくは、少からず減少した状況である。しかるに一方一度昂上した生活費は下げる難いのみならず日用品の價格は左程に下落しないのであるから小農の生活状態はいよいよ窮地に落ちたものと見るに外ない、しかしながら所謂投賣防止運動などは彼等と風馬牛であるといふことは云ふ迄もない。果せる哉既に地方によつては納稅四五割の滯納を見積つた所もあると云ふ。

二、農家の組合と凶年措置

左記の調査は内務省が昨年地方廳の報告に係る地主並びに小作人に關する資料から作製したものについて摘錄したに過ぎない。この調査書において地主組合の項目の下に記述されたるものは殆んど皆地

主會即ち生産の能率の昂進、及び品質善き小作米の故障なき收納を主要なる目的とする地主の團體のある、元來地主會は小作人の團結と抗爭せんがために設立せられたるもの若しくは設立せられんとするものではなく生産目的の爲小作人の保護、圓滿なる親作小作關係の接續のために努める所淺からぬものであるといふ。しかしながら三重縣、岡山縣等に於けるが如くに他主會が小作料の協定（地主の一方的申定めにあらずとするも）に當る等の事實は少くもやがて小作人團體に對する地主の團體的對立に至る傾向を示すものであると看做すべきであらう。又この調査によれば小作人組合の設立は全國を通じて非常に稀有であると共に、その設置されたるものの多くは本質上恰も地主側から多少の利益に頼る小作會の如き觀あるものである、而して一方には、例へば岐阜縣の如き地方について「農事改良の目的を以て設立せられたる小作組各あるも特筆すべき施設なし」と報告せられてある。これは、事實

に遠ざかるものではなからうか。尤も地主の利害共同團體に對抗する小作人組合は地方官廳においても公認しない所であり、又例へば大阪府下の狀況のやうに平常の場合には一箇の繼續的團體として社會の耳目に觸れないで、事件發生と共に強固に團體的活動を發揮するといふ場合も少くないのであらう、要するに利害對抗團體としての小作人組合の數は左記の調査に表はされて居る程に少數ではないことと多くの地方においてはこの種の小作人組合は未だ發生狀態にあることはこれを認むべきであらう。尙ほ左の調査の示す凶年における地主の措置を見るに概して小作料納入の義務は、年の豐凶如何に關せざる絕對的なものであることを前提とし從つて、小作料の減免其の他は全く地主の任意的恩惠である場合が多數である、地主小作人間のこの收獲分配の當否問題は此所に論及すべきではない、けれども全國を通觀して東北及び裏日本地方を除きたる其他の地方、即ち工業發達の程度比較的高く且つ

小作料の概して高率なる地方は地主對小作人の關係所謂不穩であり惡化してゐる地方であるといふ事實は注目に値する。
(九年版農村問題六〇〇—六〇一頁)

北海道

一、凶年に於ける地主の措置
凶年の程度により酌酌を加へ、適宜の措置をなす

大阪府

一、凶年に於ける地主の措置
一部地方に於ける地主は、相協同して、毎年一回小作人の爲に慰勞會或は講話會等を開催しつゝあるも、地主組合と稱すべきものなし

して相立の福利増進に努む
京都府
一、小作に於ける地主の措置
納米の減免を爲すを常例とす

地主組合

一部地方に於ける地主は、相協同して、毎年一回小作人の爲に慰勞會或は講話會等を開催しつゝあるも、地主組合と稱すべきものなし

イ、小作料の減増、免除或は延納を許し、稀には小作料を徵收するも、多少の米、味噌等を給與し尚翌年度の種子、食料其他の農業資金を給與又は貸與す

ロ、土地改良、道路、橋梁の修築による勞銀の支拂

地主組合

一、小作人の恒産を興し恒心を養はしむること

一、優良小作人を表彰すること

一、農場管理法並小作契約に關し、其の得失を攻究し、步調を統一すること

一、病害虫驅除豫防、輪作、秋耕を勵勵し種苗を撰定して品種の統一を圖ること
一、種苗の共同購入並生產品の共同販賣を獎勵すること

一、地主小作人間の紛爭を調停すること
一、小作人組合

常置の機關なしと雖も、小作人が地主に對して要求を爲さんとする場合に於ては、共同的團體をなすもの頻出し、而も地主の集團に比すれば、其の團結極めて鞏固にして

農場主の慾望に依り、小作人組合を設立し組合長をして地主との交渉に當らしめ協力

何等會則規約の設なきも、問題發生毎に生ずる違約金保證金の沒收或は除名等の制裁極めて嚴重に行はれ一絲亂れざるの狀に在り

城崎郡日高村に於ては、小作人會を設け、農事の改良を圖ると共に地主間の融和親善に力を致しつゝあり

長崎縣

し、郡市町村地主會も亦次第に系統的に發達して、小作の獎勵及農事の開發に寄與する所多し

埼玉縣

奈神川縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に際し、小作人より小作料減額の請求を受けたるときは、其の情狀を酌量し、相互妥協の結果、相當の割引をなし、全部又は一部の延約を許容するを常とす。地主は小作人の團體的交渉を避け、成るべく小作人と個人的友誼的に解決せんことと望むの傾向あり

一、地主組合

郡地主會一あり

町村地主會の設置せらるゝもの少からされども、概して不振なり

兵庫縣

一、凶年に於ける地主の措置

被害の状況を實地視察して、減率を協定し相互の要求懸隔甚だしきときは刈分と稱し小作人は地主に立毛の臨檢を求め、相互に折衝して解決をなすを常とす

一、凶年に於ける地主の措置

古來歴史的温情を持続し、凶年に際しては其程度に準して相等の減額を爲し、小作者の扶食なき時は、地主に於て一年間の食糧を貸與し、或は種糲を貸與するを例とす

、地主組合

明治廿五年縣地主協會の設置あり。其の後三十七年に至り郡市地主協會亦設定せられ其數十四を算するも成績の見るべきもの少かりしが、大正四年生産検査施行準備として町村地主會を設立すると共に、各級地主會の連絡を圖る上に於て現設縣郡地主協會の組織を變更するの必要を生し、大正四年郡市町村地主會準則を示し、現設協會の會則を變更せしむると共に、一面町村地主會の設置を獎勵しつゝあり。後縣地主會料設せられ、大正六年四月生産検査實施を厲行

一、地主組合

南高來郡に於て、郡を區域とする地主組合設置せらる

新潟縣

一、凶年に於ける地主の措置

古來歴史的温情を持続し、凶年に際しては其程度に準して相等の減額を爲し、小作者の扶食なき時は、地主に於て一年間の食糧を貸與し、或は種糲を貸與するを例とす

、地主組合

町村地主會又は之に準ずべき組織をなすものあるも、各町村に涉りて系統的に普及せらるは二郡あるのみ

群馬縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主に於て實地檢分を行ひ、坪刈の結果に基き、其の減收歩合に依りて小作料を減し又は契約せる小作料に對し、其の半額を納付せしむるを常例とする外、小作者をして土工及農業に使役し、勞銀を得しむる利益を與ふ

、地主組合

大正元年縣地主會を設立し郡市町村地主會亦此に應じて組織せられ系統的に連絡して地主小作相互の融和に努め農事の開發を促進しつゝあり云々

千葉縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主及小作人立會の上、作柄を検分し兩者協定の上小作料減額をなすを常とし凶年の度著しきときは、小作料を全免し、若くは其の延納を許し、又は扶食米、種子購入費、肥料購入資金の無利子貸與を行ひ、翌秋收期に至り之を返済せしむ

一、地主組合

農事の改良發達を目的とする地主會各郡町村に設置せられ、小作人の表彰、小作米品評會の開催並肥料の共同購入等を行ふ

茨城・縣

一、凶作に於ける地主の措置

地主自ら實査の上、又は坪刈法に依り、小作料の低減又は免除を爲す外、小作料を貸付して豊付の作柄に、又は年賦償還の方法に依り返納せしめるを通例とし、甚しき凶年に在りては、米麥の貸付を爲す者多し

一、地主組合

明治四十三年八月、米穀検査規則の公布と共に、各都市町村に地主會の設置を奨励し漸次其の普及を見んとす

栃木・縣

一、凶年に於ける地主の措置

一様に之を律すること能はざれども、其の一般的慣例を示せば左の如し

一、平年作を標準とし、凶年の度に依り二割以上、減收の場合小作料半減

二、收穫皆無の場合は小作料の免除

三、若くは收穫皆無の場合は小作料を半減

し、其の半額を其の年に於て收納し、他の半額は翌年の收納時期に於て收納せしむ

一、地主組合

縣は明治四十二年六月訓令を發して、地主會の設置を奨励し、同年十月縣地主會を組織し、縣下百七十五町村中百三十有餘の町

村地主會の設置を見るに至れり

縣及郡市町村地會の主要なる施設左の如し

イ、小作米品評會開催の督勵

ロ、小作米品評會開催の督勵

ハ、摸範小作者の表彰

ニ、農家雇人の表彰

ホ、精農小作者の選獎

ヘ、各種品評會の開催

ト、米穀検査實施功勞者の表彰

チ、講演會の開催

リ、精農者の獎勵

ヌ、優育種子普及獎勵

ル、農事視察

チ、都市地主會並一般農事施設視察

ワ、會報の發刊

カ、小作農家經營批評會の開催

奈良・縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年の場合地主は、刈取期前に於て小作田地を巡視し立毛の實狀に依り收穫を豫想し

其の程度に準して小作料の减免をなすを普

通とし、減免の協議調はざる時は種子代、肥料代、耕作料を支拂ひ、地主に於て收穫

をなすことあり、或は小作人をして刈取らしめ、刈分と稱し、收穫納を平等に分配することあり

一、地主組合

地主組合なきも、地主會ありて、小作の保護獎勵に努む

三重・縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年の程度により、地主會を開き、捉米の減額を行ひ、或は延納年賦を認め、或は無利息を以て翌年秋收迄の食糧米を貸付し或は肥料購入費を貸與する等、相等の措置

を講し、以て小作人の保護をなしつゝあるも、若し小作人の要求其の當を失するものと認むるときは、坪刈調査を爲し、其の收量に基き納米の協定を爲すを常とす

一、地主組合

地主組合なきも、町村全部に地主會あり、郡地主會之を統一し、更に縣地主會ありて全般の連絡統一に努む

愛知・縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主は檢見又は坪刈を行ひ、減收の程度を案し、捉米の減額を爲すを例とす、又小作者自家の飯米不足の場合は翌年若は二、三年を期し、收穫期に返納の約束を以て地主より應分の貸米を爲すを例とす

一、地主組合

地主組合各地に設置せられ、品評會の開設小作人の表彰に努めつゝあるも、未だ成績

の著しきものを見す

静岡縣

一、凶年に備ふる爲、一俵に付一升乃至二升の積立を爲すこと
收穫前割引を交渉し、若し地主との協和不調に歸したる場合は、坪刈を行ひ、其の收量を査定し、納米率を定む。尙減收の事情に依り、其の一部分は之を次年度に納入することを許容せる地方あり、收穫皆無の場合に於ては、多少の肥料代又は種子代等を給與する者少からず

一、地主組合

縣地主會
郡市地主會
町村地主會

一一〇一七

小作組合の設置せらるゝものなし
村落地主組合
一、小作組合
村地主組合
一、凶年に於ける地主の措置
小作人より地主に其の減率を要求し、地主は他の地主と協議し、下見或は坪刈等を行ひ、歩合を定むるを常例とす

山梨縣

一、凶年に於ける地主の措置
小作人より地主に其の減率を要求し、地主は他の地主と協議し、下見或は坪刈等を行ひ、歩合を定むるを常例とす

滋賀縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主小作人相互商定の上、作物の検見をなし、圓満に解決するを普通とし、若し其の凶作にして一般的なる場合には、小作人其の代表者を選定し、代表者地主と協議を遂

げ區長等其の間に介在し、協調の勞を取る

を常とす

一、地主組合
二三部落に於ては、地主組合を設置し、肥料資金の貸付肥料の共同購入、堆肥獎勵等を爲しつゝあり

岐阜縣

一、凶年に於ける地主の措置
小作人の申告に依り、地主に於て作況を検見し、相等小作料を減額するを常とし、地主小作協議の上、之を決定するもの亦少からず

一、地主組合

地主會に於ける施設左の如し

一、小作米品評會

二、優良小作表彰

三、改良農具給與

四、講習講話會

五、小作者慰安會

六、產業改良獎勵

長野縣

一、凶年に於ける地主の措置
農事改良の目的を以て設立せられたる小作組合あるも、特筆すべき施設なし

宮城縣

一、凶年に於ける地主の措置
伊那郡箕輪村に農事改良同盟組合と稱する小作人組合あり。年々貯穀して凶年に備ふ

一、凶年に於ける地主の措置
一般の輕減歩合は、主なる地主協議の上決定し、或は部分的に特別の事情あるものは、牧穫前小作人の請求に依り、關係地主若くは保管人等立會の上之を決定す。其の方法大要左の如し

一、地主小作人立の上、現收に於て割引歩合を決すること
二、例年と比較し、其の年に於ける割引歩合を定む

爲するもの多し

一、地主組合

村地主會少からざれとも特に施設の稱すべきものなし上伊那郡に地價四千圓以上の地主より成る上伊那郡地主會あるも、開設日淺く特に施設の見るべきものなし。上水内郡地主會は大正四年地主會を設け、毎年一回總會を開き、農事を研究しつゝあり。大正八年總會に於ける協定事項左の如し

一、俵裝俵量一定に關する件

二、小作納米を干穀に改むるの件

三、稻架獎勵に關する件

四、畦鋤の獎勵に關する件

五、小作米品評會に關する件

六、優良小作人表彰に關する件

一、小作組合

小作組合の設立せらるるもの二三あり。上

伊那郡箕輪村に農事改良同盟組合と稱する小作人組合あり。年々貯穀して凶年に備ふ

富士縣

一、凶年に於ける地主の措置

一般の輕減歩合は、主なる地主協議の上決定し、或は部分的に特別の事情あるものは、

牧穫前小作人の請求に依り、關係地主若くは保管人等立會の上之を決定す。其の方法

三、玄米調製の上得たる収入を、地主五分小作人五分又は四分六分七分三分の割合を以て分取するものあり

四、刈分と稱し、立毛の儘稻を分つことあり、其率前項に準す

五、年度内に納付すること能はさるもの、翌年度に延納を許容す

六、著しく凶年の場合には小作料を免除す

七、凶年に際し割引を要せずして完納せるものに對しては、相等金品を賞與す

一、地主組合

郡及町村地會を設置し、立毛及小作米品評會、講話會、懇親會の開設、優良品種の配布、農業資金の融通、優良小作人の縣外視察、肥料の共同購入斡旋等をなしつゝあり

福島縣

一、凶年に於ける地主の措置

縣下一般に通ずる例左の如し

一、作柄の實況を考查し、小作料を減免若くは延納すること

二、小作人困窮の状況に依りては、米麥金錢等を貸與し、次年度若くは數年を期し返還せしむること

三、食料米、種糲若くは農業資金、肥料購入資金等を貸與すること

四、收穫糲の折半、即ち刈分の方法に依る種糲は地主より無償交付す

地主土着の農家なるときは、小作料の减免その他の前項各號の如き措置は比設的容易なるも、商業家又は金貸業なる場合は、金利

其の他總て物質的打算に基くもの多く、從て協調稍困難なる場合多し

一、地主組合

郡地主會のみあり、施設の主要なるもの左の如し

一、小作品評會

二、優良小作人表彰

三、優良小作人の視察獎勵

四、摸範小作地設置

五、穀蟲驅除豫防

六、種子の鹽水選

一、小作組合

信夫、伊達二郡に於て設置せらるゝもの七地主を組長とし左の事業を行ふ

一、肥料農具の共同購入又は資金貸付

二、小作米の改良、納期獎勵

三、農事懇談會

四、地主小作人の親睦

五、一般農事改良

岩手縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に於ける収益の配率は、地主小作兩者間に於て之を協定し、多くは刈分と稱して

地主小作人現場に臨み、各々人夫を出して收穫物を協定率に依り刈取るを常とす

青森縣

一、凶年に於ける地主の措置

實地踏査の上、被害甚しきものは、全然徵せざることあるも多くの場合には、現收穫を折半するもの多し。又小作人の便宜を圖

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作兩者の意見一致せざる場合に於ては、坪刈を行ひ、之に基きて適當の損益の配分をなす地方あり

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作兩者の意見一致せざる場合に於ては、坪刈を行ひ、之に基きて適當の損益の配分をなす地方あり

り、一時に收入せしむることなく、年賦として分納せしむるあり、四分作以下の場合には全免するを常例となす、尙地主は一般に飯米及翌年の種子貸與、肥料資金等の貸與をなす外、小作人を諸種の勞働に使役して勞賃を得しむ

一、地主組合

郡地主會の設置せらるゝもの

一、地主組合

山形縣

一、凶年に於ける地主の措置

一定の標準なく、多くは地主小作の合意に依り、五分乃至八分の率を以て割引をなすも、尙ほ小作人の生活困難なる場合は、翌年迄此利子を以て米、金圓等を貸付くを例とす

一、地主組合

少數の地主組合設けられ、農事改良及小作人の獎勵に努む地主組合の主要なる施設左の如し

一、小作米品評會

一、稻乾燥材料の給與又は補助

一一、肥料又は農事資金の貸付

一一、優良小作人の表彰

一、小作人に對する農事視察の獎勵

一、立毛品評會

福井縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作兩者の意見一致せざる場合に於ては、坪刈を行ひ、之に基きて適當の損益の配分をなす地方あり

凶作に於ける地主の救済的措置として、吉

田郡に於ては凶作甚しき年に限り、利子を徴せずして玄米を給與し、坂井郡本庄村に於ては、小作料を減額する外、小作反別に應じて相當の救濟なすと共に、翌年收穫時期に至るまで、耕作上必要な資金無利息にて貸與するの美風あり

四、年貢米不納の節は組合之を督勵することと
五、天災其他の爲凶作に陥り、一定の納米を爲すこと能はざるときは、組合は地主に交渉して相當の減額標準を定むること

本組合の経費は組合員の冬期副業に依る製薬收入の一部、即ち建薬一枚に付一錢

二厘、干薬一枚に付一錢を徴して之に充て、別に基本財産の蓄積を厲行し、毎月五錢宛の郵便貯金を督勵しつゝあり

石川 縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年或は風水害地にして、著しく收量を減少したる場合は、小作料を輕減若くは全免することあり。大正七年石川郡は例年に比し米作不良なりしを以て、小作料の輕減を爲せる地主二百五十四人に達せり

一、地主組合

凶年に際しては、地主小作人立會の上、坪刈の方法に依り、若くは立毛の状況を調査し、小作米減額の協定を爲すを普通とする。

若し小作人に於て小作米の納入困難なる場合には一定の期間之を猶豫し、又は救恤米を給與するものあり

純然たる地主組合の設置なきも、二十五町歩以上の耕地を所有する地主を以て組織せらる農事研究會あり。外に郡を區域とする一地主會あり。共に小作保護及農事の改良を圖るものなり

鳥取 縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に際しては、地主小作人立會の上、坪刈の方法に依り、若くは立毛の状況を調査し、小作米減額の協定を爲すを普通とする。

若し小作人に於て小作米の納入困難なる場合には一定の期間之を猶豫し、又は救恤米を給與するものあり

一、地主組合

各郡に地主會を設置し、前項の施設事項を爲す。就中成績優良なる東伯地主會の施設左の如し

一、小作米品評會の開設

一、小作精農者の表彰

一、講習講話會の開催

一、米穀改良行賞法の設定

一、小作人農事視察團の派遣

一、地主小作に關する各種印刷物の配布

一、小作組合の施設なし

一、鳥根 縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶作の程度並小作者の貧苦程度を顧慮し、兩者協議の上、或は區城町村地主の協定に依り、小作料を減免し若くは延納せしむるを得とす

一、小作組合の施設なし

一、凶年に於ける地主の措置

一、風水害又は病蟲害等の爲、收穫減少したる場合に於ては、小作人の要求に依り

検見又は立見と稱し、地主小作人立會の上、刈入前現地に臨みて視察を爲し、其の實況及原因等に鑑み減免すべき額を定め、收穫豫想高に基き、小作料を相當割引するを例とす。尙收穫後豫想に對し特に著しく收量減少せる場合に在りては、小作人より實情を訴へ、更に調査の上、納入額を減免することあり

二、凶年には、地主に於て小作米納入の延期を承諾し、又は食糧の貸付を爲し、翌年の收穫或は副業收入の際之を返納せしめ、又は資金を無利息にて融通し、又は種糲を給與し、場合に依りては飯米を給與する等、各種の保護方法等を講しつゝあり

三、豫め凶年に備ふる爲、平時に於て地主小作人共同し小作米納入の際、一定額の積立を置き、地主に於て之を保護するものあり

一、地主組合

明治四十二年、縣に於て一齊に地主會の設立普及を奨励したるに小作人の誤解を招き相結果して地主に對抗せんとするの形勢を馴致したる爲、地主會の普及に一頓挫を來せり

現存する地主會は郡單位のもの五ありと雖も、活動の見るべきものなく、町村區域の地主には却つて成績見るべきものあり。就中、箇川郡國富村地主會は代表的地主會として識らる

岡山縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主立毛を實査し、或は坪刈を行ひ、減免を行ふ。其の率は地主の寛嚴に依り一様ならず。地主小作の協定不調に歸するときは小作は立毛全部を地主に提供し、地主は收穫一切の作業を行ひ、小作に對しては唯藁のみ給付するものあり

一、地主組合

少數の地主組合及地主會あり。地主組合は小作人の團結に對抗せんとして興れるものなれども、地主會は小作人納額の協定を以て目的となすもの多し

一、小作組合

常設の小作組合を有せざれども、凶年其他地主に交渉するの必要に依り、臨機組合を組織するものあり。外に小作人懇話會と稱するものあり。團長副團體長を置きて、大地主より團長の名義を以て耕地を一手に借り受け、更に會員たる小作人に貸與して小作全般の責任を負ふ

廣島縣

凶年に於ける地主の措置

小作人の要求に依り、地主小作共に實地につき立毛の檢分を行ひ、或は坪刈を行ひて見込數量を定め、其の程度に依り、小作料の減額又は免除を行ふを常とす。地方により、曾收高を平等に收得するあり。收量小作量以下なる見込のときは、立毛の儘地主に提供するあり

田畠

一、地主組合

田畠地價五千圓以上若は耕地十五町以上を有する者を正會員とし、總會に依りて推薦したる者及各郡長郡農會長を以て廣島縣地主會を組織し、農事講習會の開催、農村觀察並小作保護に關する協議を爲し之が實行を期す

一、地主組合

二町歩以土の所有者、若は總會の決議に依り特に推薦したるものを以て農友會を組織し左記事項を實施す

一、農事並農村の經營に關する良風美俗を涵養すること

二、農事經營に關する諸般の事項を調查考究すること

三、農事並農村に關する事項につき、行政廳又は農會に意見を提出し、又は其の諮詢に答ふること

四、農業勞動者を保護し、地主小作間の關係を圓滑ならしむること

五、精農者又は農事功勞者を施表すること

六、農事講習會講話會を開催すること

一、小作組合

二、三小作組合設立せらるゝも、特述すべきものなし

山口縣

一、凶年に於ける地主の措置
特に一定する價例なしと雖も、兩者の協調に依り、實地檢分の上、小作料の減額をなすを普通とす

一、地主組合

町村を區域とする地主會三十を有す

和歌山縣

一、凶年に於ける地主の措置

毎年刈入期に當り、地主小作人立會の上坪刈を行ひ、其の豐凶に準して小作料の輕減を行ひ或は納期を延期す。若し平年作の三分なるときは、小作料を免除するの慣例多し

一、地主組合

海草、那賀、伊都並日高の四郡に於ては、郡地主會を設置し、農事の振興に努めつゝあり

徳島縣

一、凶年に於ける地主の措置

小作人の請求に依り、小作料を減免するを常とす。減免には當年の納付を後年に延期するものと、全く之を徵せざるものとの二者あり

一、地主組合

明治四十三年、產米検査實施に際し、岐阜米交付を目的とする地主會設立せられたるも、現存するものは僅に四あるのみにして成績の見るべきもの少し、

香川縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に於ては、小作人の要求に依り、立毛の檢分又は實收の結果、小作料を減免し或は延納を認む。稀に食料品並農用資本の貸與を行ふものあり

一、地主組合

常設機關なく、必要に應じ地主隨時會合し來りしか產米検査制度當時に在りて、小作米獎勵標準を設定する爲、郡市町村地主會の設置を獎勵し、農事の改良を促進したるも成績の見るべきもの少し

一、小作組合

小作組合の設置せらるゝものあるも、農事改良の目的に出づるもの多く、地主階級に對應せんとする趣旨に出でたるものにあらず

愛媛縣

一、地主組合並小作人組合

地主組合の設置せらるゝもの五、小作人組合の設置せらるゝもの二。

高知縣

一、凶年に於ける地主の措置

縣下一樣に之を律すること能はずと雖、其の輕重に依り、地主に依りて適宜減免を行ふの外、特殊の施設を講ずることなし

福岡縣

一、一航融和協調の狀況

北九州に於ける工業の勃興と、筑豊地方炭坑の狀況とに依り、勞働者の需要激増し、農村労働者之に吸收せられ、田園地爲に荒蕪に瀕せる地方少なからず。縣下七市の人

大分縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に於ては、小作人の要求に依り、立毛の檢分又は實收の結果、小作料を減免し或は延納を認む。稀に食料品並農用資本の貸與を行ふものあり

一、地主組合

三養基郡旭村内の地主は、小作米の改良を圖り、且一定の期間内に小作米を收入せしむる目的により、小作米三俵以上の納付を受くる小作人を有する地主を以て優良米に

百十人の減少を見たり。斯の如くにして農業勞力の缺乏を招來し、物價の騰貴と相俟て小作人の地主に對する疎隔の情漸く昂進し所在兩者の抗争を惹起するに至り、大正七年十月以降の紛擾件數實に百五十二件に及べり

大分縣

一、凶年に於ける地主の措置

一、兩者立會の上立毛の良否を檢分し、小作減の率を定む

二、地主より種子代、肥料代等の貸付をなす

一、地主組合

縣及郡に於て地主組合の設置を獎勵し、漸次一圓に其の普及を見んとする

一、小作組合

一、小作組合の設置なし

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作協議の上、收穫高を調查して、小作料の減額を制定し、一時に納付すること能はざるものに對しては無利子又は利息付年賦納付の方法を以て納付せしむる刈分と稱し、地主小作に於て收穫高を折半分取する地方あり

一、地主組合

凶年に於ては、小作人の要求に依り、立毛の檢分又は實收の結果、小作料を減免し或は延納を認む。稀に食料品並農用資本の貸與を行ふものあり

對し賞品を授與する外、十二月二十日迄に小作米を完納せるものに對し、景品を贈與しつゝあり

熊本縣

一、小作獎勵方法並施設

一般地主にして、品評會を主催し、小作人出品に係る米麥に對し、農具其他を贈與するもの多く、縣生產美検査及輸出米検査と聯關係して、優良小作米に對し、地主會の規定に係る金員及米を授與するもの亦少からず、此外一部地主にして、自己所屬の小作人に對し、害蟲驅除を獎勵し、採取せる蛾卵を相當價格を以て買收し、其の助成に島むるものあり。小作人の金肥使用を獎勵し肥料購入資金の立換又は低利資金の融通を圖り、小農保護に勵むるもの亦少からず

宮崎縣

一、凶年に於ける地主の措置

イ、小作人同道、耕作地全部を巡見し、所々刈試を行ひ其の成績に依りて、相當小作料を減免す
ロ、病害蟲その他不可抗力に依り、收穫皆無に歸したる場合には、小作料を全免するのみならず、無利子にて次年の收穫まで飯料の一部を貸與す
ハ、種籽の斡旋及貸與
ニ、肥料資金の無利息貸與
ホ、小作人の家族をして自己の賃仕事に從事せしむ

一、地主組合

鹿兒島縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主會の協定、又は數地主の申合せ、或は地主小作者相互の交渉に依り、收穫高の多少に基き、輕減又は免除することあり

一、地主組合

各郡に郡地主會を設置せるも、地主組合なし。郡地主會の事業左の如し

1、専任技術員並模範地の設置

地主會を設置せるも、地主組合なし

沖繩縣

一、一般融和協調の狀況

明治三十二年三月法律第五十九號沖繩縣土地整理法に依り土地分譲を施行し、概ね普遍的に施行せられ、各農家治と土地を所有せざるなく、唯其の足らざる部分を小作するの状況なるを以て、地主小作間能く融和協調し、未だ紛争を醸せることなし

秋田縣

一、凶年に於ける地主の措置

イ、小作人同道、耕作地全部を巡見し、所々刈試を行ひ其の成績に依りて、相當小作料を減免す

三、小作人と地主との爭議

爭議の傾向　この争議は本質上昔ながらに兩者利益の衝突であるけれども、近來當事者は共に新しい道理によつてこれを觀察しこれを主張するに至つた、而して又

かくすることによつてます／＼彼等の主張は強度を加ることになつた。ことにこの争議は强度を加るために小作人側がます／＼繼續的團體を組織する趨勢に立至つたことは注目に値する。而してこの兩者の利害衝突の焦點は小作料についてであるから、その始まる時期は、小作料の納期即ち年末か

- ロ、俵米品評會の開催
- ニ、模範小作人の表彰

ホ、町村技術員養成所入所希望者に對する獎勵金交付

- ヘ、水稻乾燥用材購入費補助
- 奖勵金交付

一、小作人組合

小作人組合は、近年隨行に其の設立を見るに至れりと雖も、這是地主に對抗せんとするものに非ず、寧ろ地主の勧誘に依り成立したるものなるが如し、小作人組合の主要なる施設左の如し

イ、信用購買組合の設立

ら翌年の上半期までの間であると見てよい。今左に列舉せんとするものは以上の新要求を持った小作料値上げ運動であつて、主として前年的小作料について起つたものである。

(イ) 権利の起源を主張の基礎としてゐたものとしては愛知縣鳴海笠寺地方における事件がその一である。これは地主四五十人と小作人數百名の争であつて、小作人側の小作料減額を主張する根據はかうである。即ち此地方は數百年前の記録によれば一面海であつたものを祖先が協力して開墾し共有地としたものであつて、今は地主と小作人の懸隔を生じてゐるが、本来は共有地であるといふに在る。この主張は双方共に譲る所なく、十一月末に至りても尙紛擾をつゝけ、昨年度の年貢米は今も尙小作人の手許にあるといふ状態であつた。

(ロ) この場合と多少似たものは、十一月三十日大阪府北河内郡四條村において破裂した同村の小作農百数十名とその附近八十數町歩の大地主との争である。この事件の争點は小作人側において大正五年以來年額約三萬圓の小作料を納めず尙ほ永小作の報酬として四割の土地の分譲を要求したこととなつたのである。この事件においては小作人の貧窮といふことが據なるものを見るに、小作人間に傳はる判鏡といふ證據文書かその根據である。これによれば、この土地は元來大和川切替の際その沿岸の荒れ地を開墾して東本願寺大阪別院の祠堂地に供するために本願寺名义で下附を受けたものであるが、その際そこの土地の六分の負擔は本願寺側四分の負擔は現在の小作人の祖先といふやうに分担されたものであつて、爾來代々この村の小作人はこの地に對して一種の共有者に等しい権利を享有してゐた。然るに一方本願寺側の権利は轉々して今日の地主の手料のことから兩者相争ひ、結局小作人側は二十町歩の土地を返却したのであるか、地主は他の労働者を雇入れてこれを自作することとなり、爲めに兩者の間の感情は悪化したことにある。而してこの事件に關連して當時の新聞紙の傳へた所によれば、この村のもので歩兵伍長として永くシベリアに從軍し、凱旋後社會主義労働問題等に云ふことである。かやうな事情にて兩者互に譲らす結局地主側は昨年來法廷に訴へ、訟訴となるや本年十一月三十日小作人の

代表者六名に對して強制執行の手段に出たのか動機となり、遂に小作人側は官公吏を襲撃することとなつたのである。この事件においては小作人の貧窮といふことが主要な作用あるものではなくして經濟上の自主と獨立とを得んとする努力の働くことにある。而してこの四割の要求の根柢なるものを見るに、小作人間に傳はる判鏡といふ證據文書かその根據である。これによれば、この土地は元來大和川切替の際その沿岸の荒れ地を開墾して東本願寺大阪別院の祠堂地に供するために本願寺名義で下附を受けたものであるが、その際そこの土地の六分の負擔は本願寺側四分の負担は現在の小作人の祖先といふやうに分担されたものであつて、爾來代々この村の小作人はこの地に對して一種の共有者に等しい権利を享有してゐた。然るに一方本願寺側の権利は轉々して今日の地主の手

料のことから兩者相争ひ、結局小作人側は二十町歩の土地を返却したのであるか、地主は他の労働者を雇入れてこれを自作することとなり、爲めに兩者の間の感情は悪化したことにある。而してこの事件に關連して當時の新聞紙の傳へた所によれば、この村のもので歩兵伍長として永くシベリアに從軍し、凱旋後社會主義労働問題等に思ひを潜めてゐたものか、地主對小作人の現状を見て大なる不満を懷き、同志と共に安八、揖斐糠本の小作人に對して地主の横

暴と小作人の権利伸張とを述べた宣傳文を發して三郡小作人の團結を勧誘したことがこの大勢を致した主因であると云ふことである。

(二) 二月頃から起つた岡山縣都窪郡妹尾村大字箕島呑海寺部落を中心とする八十余名の小作人と隣町早島町の十數名の地主との争は、小作組合の發達しない過渡期の一例として觀られる。即ち當地の小作料は第三者から觀ても他に比して高率であるが、その主なる原因は田地賣買價格の上に不正手段が行はれたが爲であるといふことである。小作人側はこの不正の結果たる小作料の高率を忍ふ以上永久に小作人の境遇を脱することを期すとして、團結契約書を作製して地主側に交渉に及んだが地主側は小作料問題については團體交渉を受くる理由がないと云つて之を拒絶した。この争は插秧期を前に控へ三十余町歩の田地の仕末を外にしての争であるから、郡長其他の有志も仲裁に這入つたが、双方の確執は容易にとけず遂には仲裁

者の役に當らんとするものもなくなつた。然るに地主側においては他より労働者を雇入れ機械力を應用して植付及耕耘をなし、最早收穫を待つばかりとなつてしまつたから、小作人側に於ては到底地主側の強大なる持久力に壓迫されざるを得ない状態となつてしまつた。茲に於て他に轉職したもののは別とし、多數土着のものは主張を狂け仲裁者を通して地主側に妥協を申込むことになつたが、その結果は地主側の主張が通り、小作人の同盟は解散されることとなり、土地は機械耕作に不便なる場所だけ小作人側へ返却され、他の部分は今一ヶ年間地主側において耕作した後の商議問題とすることになつて十二月中旬頃紛議は一部落着を見た。

イ 小作制度調査委員會

政府は農商務省内に小作制度調査員會を設置し左記農商務大臣の演説に示されたやうな範圍の調査を始むることになり十二月十一日附を以て、次の如く委員の任命をなした。

△委員長

△委員
伊藤悌藏
田中隆三

△委員
伊藤悌藏
田中隆三

河井謹一郎	星島謹一郎
細川立藏	岡本英太郎
土井權	横井時敬
高嗣郎	桑田清治
中倉萬次郎	田熊藏
矢作榮藏	田寅治
山田敏	星島謹一郎
崎延吉	山内確三郎
松田三徳	矢口長右衛門

政策の基調 現在のところ小作人は自己の立場における眼前の利害を痛感してゐても、不賢明不得策なる手段によつてこ

小作人の意見らしい意見は公に表はれてゐ

松本重成 小山満二
 小鹽八郎右衛門 安藤廣太郎
 齋藤宇一郎 佐藤友右衛門
 木村修三 志村源太郎
 平野長祥 望月圭介

△幹事 石黒忠篤 小平権一

同月二十七日右委員會の席上における農商務大臣の演説は左の通りである。

本邦に於ける小作制度に就ては地主と小作人の權利義務の關係を概括的民法に規定せりと雖も其現在行はるゝ所のものは往年の慣行にして各地事情を異にし隨つて其狀態に差異あり頗る多様に亘れり而して我が國の小作農家は概ね規模頗る小にして其經濟極めて豊かならざる現狀にあり其戸數は大正七年末調査に依れば小作のみを爲すもの百五十五萬八千戸小作及自作を兼ねるもの二百二十四萬七千戸を算し前者は總農家戸數の二割八分後者は四割四厘に達し之を合計するときは總農家戸數の六割八分四厘に相當し總戸數の三割七分を占む之が消長を通觀するに小作農家及自作農家の戸數割合漸次増加の趨勢を示し小作農家は明治四十一年に於て總農家戸數の二割三分七厘なりしが五年後の大正二年には二割七分六厘、十年後の大正七年には二割八分となり又自作農兼小作農家は明治四十一年には總農家戸數の三割八分九厘なりしが大正二年には三割九分七厘、大正七年には四割四厘に增加

せり前述の如く本邦小作制度は其根柢たる慣行多種多様にして其下に農業に從事する小作農家の數は總農家戸數の約七割に達し而かも年々增加の傾向なるを以て小作制度の當否は直接地主小作人の利害に關するのみならず農家振否の原因を爲し延ては一般農村に影響を及ぼす事大なり殊に小作農家制度は特に地主小作人間の紛争を惹起し農村社會の秩序を攪亂する虞れなしとせず而して斯の如きは單に地方の農村問題たるに止まらず社會の重大なる問題たるべし然るに今次商工業の發達農村の動力不足諸物價の騰貴生活費の膨脹等影響は地主及小作人にも及び殊に各種の思想は動もすれば都會より農村に傳播し爲めに最近地主小作人の紛争を惹起すもの漸やく多からんとする傾向頗る憂慮すべきものあり今に於て

小作制度改善に關する方策を樹つるの最も急務なるを認む而して小作制度改善に關しては單純なる立法に依りて速に之が解決を圖らんとする主張ありと雖も其所謂小作法の内容に至りては一定のものあるに非ず又期くの如き法則を制定せんとするも上述の如き永年に亘る各地各種の慣行を今直ちに一律に規定する能はざる可く工業關係等の立法の比に非ざるを以て慎重の注意を拂ふにあらざれば却つて禍を及ぼす所大なるものなきを保せず故に本省に於ては特に職員を置き之が調査を行はしむるとともに本委員會を設け博く農村に精通し學識經驗を有せる諸君並に各關係官廳職員諸員に囑託し此重大なる問題に就き根本的に

調査を行ひ最も慎重なる審議を遂げ以て之が對策を樹立せしめんとす依つて諸君は本委員會に於て充分意見を開陳し我國小作農の關係地主及小作への團體地主自作農及び小作農經濟小作に關係ある各種の法令制度等は勿論外國の法令制度等各般の事情を精細に調査し其當否を慎重に考究し以て本邦小作制度改善の根本方策を規定せられん事を望む

同委員會の特別委員及び調査事項

△特別委員 委員長 平野長祥
 委員岩田寅造、横井時敏、矢作榮蔵、山田歟山崎延吉、小鹽八郎右衛門、齋藤宇一郎、志村源太郎

△調査事項

一、地主、自作、及小作の消長
 地主、自作農家及小作農家の戸數其の所有地の廣狹に關し調査審議すること

二、小作慣行普通に行はるゝ小作、永小作其の他特殊の小作に於ける契約の締結、目的物、期間、小作料の種類、品質、數量又は率其の增減納付の時期及方法、小作権の制限、解除及賠償、土地の修繕改良及負擔、契約の終了等に關し現行慣行の當否を調査審議すると

三、地主と小作人との關係

地主對小作人ハ情誼及思想の變遷、紛争の原因、經過、結果及其の影響並に地主小作人間の施設、府縣農會等の施設に關し調査

審議すること

四、地主及小作農の團體
地主の團體、小作農の團體及地主小作農共同の團體に付設立の動機、目的、組織、機能、效果、弊害等に關し調査審議すること

五、小作農の經濟生活及社會狀態

小作地經營の規模、方法及收支、兼業、副業又は自作地經營の收支小作農の家計經濟、衣食住、衛生、教育、信仰、思想、要求、離村の傾向等に關し調査審議すること

六、地主の經濟、生活及社會狀態

小作地の多少、管理方法及收支、兼業又は白營農業の收支、地主の家計經濟、衣食住衛生、教育、信仰、思想、要求、離村の傾向、農業自營等に關し調査審議すること

七、自作と小作との比較

自作農に付第五項、第六項に準して調査を爲し個人、社會又國家の見地より自作農と小作農とを比較し其の得失を調査審議すること

八、小作に關係ある法令制度

民法其の他の法令中小作に關係ある規定、判例、土地所有權、稅制其の他小作に關係ある各種の制度に關し調査審議すると

九、小作に關係ある諸外國の法令制度
諸外國に於ける小作制度、自作農の創設維持等各種の法令制度に付参考となるべき事項を調査審議すること

十、農業労働者に付前項に準じて調査審議する農業労働者に付前項に準じて調査審議すること

十一、小作制度の改善に關する方策以上各項目調査審議の結果に基き小作及之に關係ある制度改善の方策を議定すること

因みに右委員會創設の當時識者間に委員の選擇につき小作農の利害を眞實に代表すべき用意の缺けたこと及び調査立案案の精神に少からぬ疑問の存することについて非難のあつたことを附記しておかねばならぬ。

口 農家經濟調査

これは小作制度調査委員會とは密接の關係あり且つ主として小農の經濟狀態を調査するものである。大正十年三月から愈々京都府外二十縣農會が農商務省の補助金を受けて事業を開始することとなつた、その調査實行の計劃は各府縣共調査農村として三箇村を選定しその各村から九軒の農家を選び記帳式により向ふ一箇年間の經濟の實狀を記入せめ、記入の上地方農會これを取纏め農商務省に報告するといふ順序である。いふ。

帝農會委員會が十月七日決定した地主對小作人問題に關する農商務大臣諮詢答申案

本邦に於ける地主對小作の關係は古來情誼を本とし極めて圓滿なるものなりしも近時社會の推移に伴ひ兩者の間必しも昔日の如くならず往々にして忌むべき紛擾を耳にするに至れり今其狀を略説せんに關東東北地方に於ては概して地主小作間の協調會尙保持せられつゝありと雖も本州中部以西の諸地方に於ては小作爭議を見ると少なからず就中土地所有の分配均衡を失し都市商工業の影響を受け一般の氣風動もすれば薄輕に流れんとする所にありて然とす而して小作問題の起るは多く小作料の濟免要求其他分配問題の形式を以て現はれ其直接の動機となるものは凶作又は不作と云ふが如き事情を主とすと雖も其爭議の素因を爲すものは土地の兼併頻々たる土地所有權の移動小作人の階級的自覺權利思想の普及による地主小作人の温情の冷却等にして畢竟是れ推移せる時勢の所産に外ならざるなり地主小作問題は農村社會問題の中心を爲すものなるを以て問題の發生を未然に防ぎ若しくは既發の問題を圓滿に解決するに今に於て適當なる方策を建てるは頗る緊要の事なりとす今左に其主なるものを舉ぐれば

一、地主の覺醒を促し小作人の福利増進の爲適用なる施設を爲さしむると

二、地主及小作農の負擔を輕減する

三、自作農増殖の目的を以て小作農をして成るべく土地を所有せしむると

四、農會法令を改正し地主小作の協調に便ならしむと

五、立法的手段により地主小作間の権利義務の確保公正なる小作條件の保障、土地改良等に對する補償其他の事項を適當に律する

而して右の諸方策は民間に於ける個人若くは團體的施設に俟つべきもの少なからずと雖も就中政府は其政策の影響する所廣く只大なるに鑑み先づ各地方に於ける實際の小作慣行地主小作關係の變遷自作及小作の經濟狀態、諸外國に於ける小作制度等に就き審に調查研究を爲したる上具體の方策を建て以て遺憾なきを期せられし右答申す

ニ 全國農業技術者會議の小

作問題觀

大日本農會の提出に係る地主小作人の協調に關する諮問に對して十月東京に開かれた全國農業技術者會議のなした決議。

地主小作人間の爭議は、經濟界の變動、凶作、凶年、土地改良、地主の移動等の場合に於ける小作料の減免又は増額の要求として表はあることごとく多きを以て之が協調を圖るには單に公平なる裁斷を以て之が分配を定むれば可なるが如しと雖も其の紛擾を起すに至るの素因甚だ多く農業收益の過少にして不安定な

るが如き小作契約の不合理にして地主小作人間の收益分配の不公平なるが如き殊に最近社會事情の變動に伴ふ地主小作間の温情の冷却

時代思想の影響による権利思想の増大等を列舉せざるべからずされば爭議に際して有力な調停をなす外未然に於て之を豫防するの方策を講ずるを至當とす今其の重なるものを掲ぐれば左の如し

一、農業收益の增加を圖り農家の經濟を安定ならしむるに必要なる各地の方策を講じ殊に農產物の價格の如き常に生産費を償ふて餘りある收益を維持せしむる様適當なる施設を行ふこと

二、地主小作人間の権利義務の確保公平なる小作條件の保障農事改良に對する補償等の事項に關する法制を定むること

三、地主をして自己の地位を自覺し小作人との意思の疏通を圖り其の利益を擁護して進んで農村の開發に務めしむること

四、小作人を啓發薰陶して其の向上を圖ること

五、時代思想に對し農家を善導し地主小作人の共存共榮の實を擧げしむる様にすること

六、自作農の維持増加を圖り特に土地購入資金の補助又は融通土地分譲等の手段に依り小作人をして土地所有の機會を得せしむること

七、地主小作人間の紛擾を調停する機關を設くること

ホ 國民黨代議士土井邦太氏

の農業勞働保護獎勵に關する質問に對する收府の答辭書

一、農業勞働は工業勞働と其趣を異にし主として自作農、小作農又は其家族が自家の經營に於て勞働するの外小作農、自作細農又は其家族が傍ら他人の爲に農業勞働に從事するものにして從事するもの、數甚だ多からず政府は此の案に對し殊に農會を督勵して其の保護に力めしめ又は產業組合等各團體の發達を圖り其經濟の上進に便ぜしめつゝあり

二、政府は農產物供給の潤澤を圖ると共に農家生活の必要點につき供給を潤澤ならしむるの策を講じ育料に關する監督、指導、農具、種苗の貸付供給並に農會、產業組合、畜產組合等各種の團體に依りて生産上の需

要品を廉價に獲得するの便を得せしめ且低利資金融通等の方法を講じ以て生産費並に生活費の遞減を圖りつゝあり

三、政府は農業勞働保護獎勵に關し從來の施設を一層十分ならしむるは勿論大正九年度の豫算に於て小作組織等の調查費を要求し特に先づ小作農會の組織經濟其他を詳細に調査して最も適切なる方策を樹てんとす

ヘ 地主會の小作問題觀

地主會の小作問題に對する態度はその會合における各種の討議決議等によりて

了解される所であるが、政府當局帝國農會等の方策と比較するに殆んど軌を一にし居ると考へて差支がない今その一例として愛知縣地主懇談會における提案として、前年來の縣案である「時勢の推移に伴ふ地主の覺悟」について十二月二十一日同縣農會樓上において地主特別委員會の議定した所を見るに左の如し。

戰後一般社會の變遷に伴ひ農村も亦思想經濟界共に著しき變調を來し農村社會問題は益々紛糾せんとす若し地主にして此大勢を自覺せず適當なる對策を講ぜずんば脣を噛むの悔を免れざるべし故に地主は此際社會上に於ける自己の地位及責任に鑑み左の事項を實行するの要ありと認む

一、地主は幾分にても自作をなすこと地主小作間の紛糾は小作者の理由なき要求に因り發すること少なかされども亦地主自ら農業を理解せず小作者の勞苦を察せざるより起ること亦少からず故此點より考ふるも地主自ら農業經營に當ることは洵に必要のことなるべく殊に亂市附近等の眞面目なる小作者を得兼する如き地方に於ては或程度迄は自作をなすべく決心をことは特に必要なことなりと信ず

一、小作者の人格を尊重して相應の施設をすこと

思想の變化は小作者も亦從來の待遇には心中甚だ平からならざるものあるのみならず其の逆る所往往にして過激なる主張をなすものは最近殊に耳にする所なり故に地主は小作者思想の機微の點に充分の注意を拂ひ禮讓ある國民たらしむべく善導の要あるべく左記に掲ぐるものと如きは對應策の一部なるべし（イ）地主小作者聯合の下に園遊會の如きものを聞くこと（ロ）地主の邸宅を開放して前項園遊會等に使用せしめ努めて小作者に接近する事（ハ）優良小作者の彰を行ふこと（ニ）地主小作主婦の懇話會を開くこと

一、産業組合農業倉庫の設立經營に努むること

細農者をして經濟上の便宜を得せしめ益々其向上を計るは農村に安定せしむる所以にして產業組合及農業倉庫の經營は此の目的を達するに最良の手段たるを以て既に設立されたる處に於ては盛々其發達を期するは勿論未設の地に於ては極力之れが設置に努むること

一、農地の一部は小作者の希望に應じて可成譲渡すこと

小作者に土地を所有せしめ其漸次安定ならしむる上より考ふるも特に必要なべく若し自己所有的土地を分譲難き事情あらば常に附近の土地賣買に注心し賣地を生ぜる場合は可小作者をして買取らしむる様努むる可とす

一、農業の開發に努むること

地主が率先して農業の開發に盡すことは農村振興上最も肝要なること論を俟はず而して其

施設すべき事項固より地方の狀況により一律ならざるも廣く實行の要ありと認むるもの左の如し

△耕地整理及土地改良△開墾干拓改良農具の獎勵△家畜獎勵

一、適當の區域毎に地主小作協調的團體の組織を圖る事

地主及小作兩者より代表者を出し且つ之に農會役員の一部を加へて團體の幹部を組織し主として次の事業を行ふ

△小作契約に関する事項の協定△大災に對する共濟的施設△細農貧窮者の救濟△農事改良獎勵に関する事項

一、縣に地主小作問題の研究會を起すこと

小作問題は將來必ず社會問題の主要なる地位を占むるに至るべきこと勿論なるに依り左の組織に依り之が研究機關を設置すること

イ、組織 當業者より出せる委員及本縣關係吏員縣農會役員を以て組織し事務所を縣農會に置くこと

ロ、事業 地主小作間各種の問鳴に就き調査研究をなすこと

ハ、經費 縣^はは縣農會の補助及有志の寄附を得て之れに充つること

第三 米價問題

一、米の生產費、副業、及び米相場

支出合計

六九・二〇五

(丙) 島根縣遠賀郡農會調査

水田二町歩畠一反五畝歩の耕作農家にて米作
二町歩裏作 町歩休田一町歩畠作は麥、豆、
甘薯、蔬菜等を栽培し家族の労働者三人老幼
四人農繁期には臨時雇入を爲すものとして稻
一反歩の栽培費は十六圓六十五錢、玄米一
石生産費五十三圓三十四錢を要し一反歩(玄
米石三十圓として)三十三圓五十三錢九厘、
一石二十三圓三十錢の損失を來し現今農家一
日一人の労働賃金は食費共六十八圓五厘に過
ぎざるが如し即ち

稻一反歩栽培費七十六圓七十五錢

内譯(イ)勞賃五十三圓八十二錢△苗代一切
一人五分、牛一分五厘(苗代七畝歩耕起人
牛各一日塊返塊碎、均土代下等人五人牛二
日、肥料準備施用三人選種侵水管理二人、
整地播種五人苗代期管理十四人二十分の
一計上)△耕鋤人一人三分牛一日八分(荒起
人牛各一日塊碎人五分塊返人牛各三分荒代
人牛二分植代人牛各三分)△施肥人二人四
分牛一日(下肥汲取人牛一日施用人五分大
豆粕購入粉碎施用八分磷酸灰等施用四分
堆肥其他施用七步)△植付人一人(苗取付植
付)△除草人五人五分(除草カ回一回一人一
分)△管理人一人(畦草切り溝堀三分灌漑七
分)△刈取搬人人二人二分牛五分(刈干一人
二分積揚五分搬入牛人各五分)△脱穀人二
人(百五十把拔落し稟片附簇上等)△糲干
人二人(延干出入三日二日役)△製米依裝人

二人八分、製穀一人三分依裝一人依裝五分)

△害蟲驅除一人(採卵枯莖取等)△準備作業

四人一分(年間人役五人溝土浚十人農具修

理繩綱草履草鞋十二人家畜飼養年間七人を

稻作とし一日一分五厘)五十四人七分五厘

の三十八人三分薪取年十二人の七七人四分

厩掃除堆肥作其他月三日三十六日の七分二

十五日人二分合計九十七人九分の二町歩)

△合計九人六步牛三日四分五厘△備考賃金

の算出は本年三月雇入労働者普通年間三百

六十圓之に食費三百日分一日五十錢計五百

十圓合計五百十圓一年勤労日數二百八十日

にて分賦する時は一日金一圓八十二錢の二

十九人六分掛(口)償却修繕の部計七圓二十

六錢△農具償却二圓(農具一切の元價六百

圓と做し十分の一六十圓を米作二町歩裏作

一町歩にて除したもの但元價の利子は加

算せず)△同修繕料七十錢△農舍償却六十

七錢△同修繕料五十錢△家畜償却一圓十九

錢△同飼料一圓七十錢△害蟲驅除其他五十

錢(ハ)肥料其他資本十七圓三十七錢△苗代

肥料七十錢△本田肥料十五圓五十錢△流通

資本一圓十七錢△以上三合計七十八圓四十

三錢(此内稟代一圓八十錢控除)

玄米一石生産費五十三圓三十四

内譯△一反歩收穫二石五斗五升△其内地代

一石八升八合(一反歩平均小作料)△種子代

二升五合(反當糲二升五合の七掛)△計一石
一斗一升三合△差引玄米一石四斗三升七合
に付之を以て一反歩栽培費七十六圓六十五

錢を除する時は一石五十三圓四十三錢となり現在農業者如何に困難なるかを知り得べし

(丁) 兵庫縣農會調査

現在に於ける米一石の生産費は一反歩に對する諸入費穀種及選種費一圓(十四錢八厘、苗代肥料代一圓一錢四厘、苗代人夫費三圓、本田肥料二十二圓六十錢、本田人夫費三十三圓十五錢、牛馬労力費三圓公租及公課十三圓八十四錢六厘、依裝費四圓九十五錢、農用建物資本利子八十四錢、農倉修繕費二圓三十錢、土地資本利子二十八圓、合計金百十四圓十四錢八厘に對し稟代八圓四十錢、屑米二圓五十五錢、計金十圓九十五錢の收入利得あるを以て差引百三圓十九錢八厘を要し而して一反當りの収穫を二石五斗とすれば一石四十一圓二十七錢九厘を要する計算なり

口 副業の打撃

副業の不景氣に因る打撃は所により時期によりて様々なるべきも今一例として福岡縣における調査によれば左の如し。

養蠶業 本縣の養蠶業は殆ど副業的經營なるも近年糸價の昂騰に依り著しく發達を遂げ地方に依りては主業化せむとするの傾向を示し本年春蠶掃立に際しては前年來の糸價以上の豫想を以て蘭價も亦石百五十圓乃至二百圓内外の見當にて一般に掃立數を増加し桑園の施肥亦十全を期し甚しきは自家植付の桑葉を以

て飼育し得ざる蠶量を掃立て百斤十八餘圓の高價なる桑葉を買入れ飼育したる者ありしが上簇期に至り依然糸價の大暴落に逢ひ豫想價格の半値にも達せざるのみならず購繭者側に於ても一時買入を見合せたる爲め損失を蒙り特に桑葉を買入れ又は労力を他に仰ぎたる者の如きは收支相償はず負債を生じたる者あり今一二の郡における收支計算を見るに桑葉人夫等自給の場合に於ける飼育蠶量一匁に對する收支計算は生繭四貫五百匁此の價格三十圓五十錢、屑繭四百匁價格八十錢收支合計三十二圓三十錢にして桑園手入賃金二圓四十錢肥料九圓五十錢蠶種代二圓木炭代十圓雜費三圓以上支出合計二十六圓九十錢差引利益金五圓四十錢にして同上桑葉人夫等他より受たるものは收入合計は前記の如く三十二圓三十錢に對し支出は雇入賃銀十二圓刈桑業三十七圓五十錢普通二圓五十錢内外にして婦女子一日の工程としては實に尠からざる勞銀を得る爲め下女奉公を罷め機織に從事する者漸次増加するに至れり然るに一朝財界の不況となるや機業界は慘憺たる不景氣を來し織元は一時事業を停止又は縮少するもの多く從つて日傭稼農業手傳等に轉業するものから渺す中產以下従業者にありては一家經濟上に受けたる打撃甚大なりと雖も従事者の多くは農事の傍ら副業的に從事するものなるを以て之が爲め失業者として救濟を要するが如きもの無し絞は朝倉郡廿木、福岡市附近郡に於ける副業と

して差引損失額百四十二圓なるが桑葉を有し飼育したるものにては肥料及人夫賃六十圓飼育人夫賃八十圓以上支出合計百九十圓にして收入は收繭量十八貫價格百八圓差引損失八十圓也(三井郡)以上の收支計算表は縣下一般の其れと見て差支なく糸價の慘落は養蠶業の發達を阻止し一面經濟上多大の影響を與へたり

機織業 久留米紺及同縞貨織業は筑後地方に於ける農家婦女子の副業として一家の經濟を助長する事渺からず特に近年織物界の好景氣に伴ひ織貨亦未嘗有の高値に達し最高一反三圓五十錢普通二圓五十錢内外にして婦女子一日の工程としては實に専からざる勞銀を得る爲め下女奉公を罷め機織に從事する者漸次増加するに至れり然るに一朝財界の不況となるや機業界は慘憺たる不景氣を來し織元は一時事業を停止又は縮少するもの多く從つて日傭稼農業手傳等に轉業するものから渺す中產以下従業者にありては一家經濟上に受けたる打撃甚大なりと雖も従事者の多くは農事の傍ら副業的に從事するものなるを以て之が爲め失業者として救濟を要するが如きもの無し絞は朝倉郡廿木、福岡市附近郡に於ける副業と

製紙業 (和紙) 價は目下最高價より約三割の下値に押され製品中東洋紙の如きは支那に於ける排日勢旺盛の爲めに輸出枉絶し財界の變動と相俟つて紙業界に多大の影響を及ぼし製造手控の状況にあり

花蓮草座類 筑後地方に於て七千三百餘戸從業者一萬五千を有する本業亦財界の不振に依り商況活潑ならず從つて工賃の如き財界好調の際に一本六圓内外なりしもの目下其の半額額は低下し地方經濟上に渺からざる影響あり稲製品 本業は好副業として縣下一般に普及し農家經濟を助長すると共に勤儉の美風を涵養せしが財界不況の爲迷惑繼承等の賣行悪しく一般よりすれば財界の不振が農繁時なりしは不幸中の幸なりと言ふべし稲製品の發達を阻害するが如き事無し

年 次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正六年	一六・〇〇	一五・四〇	一六・一〇	一六・五〇	一六・〇〇	一五・〇〇	一四・七〇	一三・七〇	一三・二〇	一三・五〇	一三・五〇	一三・一〇

大正七年	三・〇〇〇	三・〇〇〇	四・五〇〇	四・五〇〇	四・一〇〇	四・一〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇
大正八年	四・六〇〇	三・八〇〇	三・六〇〇	四・六〇〇	四・五〇〇	四・九〇〇	四・八〇〇	四・九〇〇	三・六〇〇	三・六〇〇	三・八〇〇	三・八〇〇	三・六〇〇	三・七〇〇
大正九年	三・九〇〇	三・五〇〇	三・八〇〇	四・一〇〇	四・〇〇〇	四・五・六〇〇	四・二〇〇	四・一〇〇	三・九〇〇	三・九〇〇	三・九〇〇	三・九〇〇	三・九〇〇	三・九〇〇

二、投賣防止運動

イ 運勢の經過

原因 この運動は經濟的に觀れば勿論米價の下落を主要なる原因として起つたものであるけれども又同時に米價暴騰の際に農村に持込んだ諸株の暴落其他諸種の投機思惑等の當外れ、養蠶等の主要副業の沈衰、出稼人の不景氣から受けた打撃其の他金融硬塞等の事實も亦重大なる原因と云はねばならぬ。加之精神的發生原因を尋ねれば先づ工業地方に多少勢力を張つた民主思想階級的利害意識等の風潮が、漸く農村に漫延して來たことをあげなければならぬ。

農村の不安 抑農村一般の不安は四五月頃即ち三月末における正米平均値段五十三圓の強腰の人氣か、期米の大跋行のために悪化し隨つて農家商人の賣崩しを誘致

し下米標準四十五圓平均四十九圓となり、前途穩の兆候を呈し出した頃から始まつた。而してこの運動の萌芽は五六月において愈々米安の時期に入つたといふ觀念が一般生産者の動搖を惹起した頃に求めることができる。

運動の發端 運動の當初においては各府縣の間に連絡がなく、各地方において各個別的に米價下落の打撃と戰つた。例へば五

月中頃の香川縣に於ては、各農村稻費購入費の金融硬塞したるを以て、郡市農會技術員の協議會を開いて之が對應策を議したるか如き、六月頃の愛知縣に於ては米價及春繭の暴落のため農村の景氣は頓みに沈退したるかため、懸農會は、一方外米拂下

月上旬に至つて稍々統一する傾向を帶びて來た。即ち六月十四日帝國農會は各府農會に促されて左記の如き希望を當局に致す外農家へも警告を發した。

△米其他農作物價格維持に關する件

一、政府に希望 (イ) 米價引下政策は今後之を避けられたきと(ロ) 特に米價下落の場合に於て政府の外米拂下は假令其數に於て斯く實際の影響甚しからずとするも農民の心理狀態に大なる惡影響あり斯かる政策は採らざると(ハ) 米輸入稅の復舊(ニ) 常平倉の制度を速に實施せられたきこと(ホ) 米麥小麥粉菽類の輸出制限の撤廢及鷄卵の輸入稅を復舊されたきこと(ヘ) 低利資金融通の件以上帝國農會より政府へ建議又は左記の方

法に依り希望を達するやう取引を乞ふこと二、農民に警告 (イ) 農民をして此際米の投賣を戒め平均賣を厲行せしむべく左記事實を記載し帝國農會より警告書を發すること

即(イ)本年麥の不作なること(ロ)現に在米

の過剰ならざること(ハ)世界的食糧の缺乏
せること右に對し道府縣農會はこれが宣傳

實行に努むること

三、農業倉庫を速に普及せしむること (イ)
政府へ該補助金の増加を帝國農會より要求
すること(ロ)道府縣農會主動となり當局と
協議し下級農會を督勵し速に普及せしむる
こと

△繩價の維持に關し農相へ警告の件

(イ)産業組合農業倉庫養蠶組合其他信用ある
倉庫會社乾燥場又は製糸家等に委託し乾繩を
貯藏し適當の時期に販賣すること(ロ)養蠶家
は產業組合製糸家に就き協同し現品の受渡を
なし其代價は豫め約束せる時期に其時横濱に
於ける糸價を標準として支拂を受くること
(ハ)繩價の不自然なる下落原因は一は製糸資
金梗塞にあるを以て之が救濟の爲帝國農會よ
り其筋へ具申すること

北陸諸縣の聯合

しかしながらこの運動
は十月中旬稻米が三十圓臺を破つたとき
に地方農會の聯合協議といふ形で、再び獨立
劃策の狀態を破るに至つた。即ち福井、

石川、新潟、富山各縣農會代表等が、十一
月下旬長岡市における同四縣聯園藝品
評會に集つたとき、投賣防止策を協議して
一致する所があつたことに始つた。彼等は
各々後これに依つて計劃し運動する所
があつた。例へば富山縣代表者の如きは郡
市町村農會代表者及び二十町歩以上を所
有する地主等を同縣農會樓上に集め、協議

の結果左の決議をなした。

一、極力農家の支出を節約すること

二、臺鮮米の輸入税を復活せしむること

三、米一石三十五圓以下にては絶対に賣却せ
ざること

(一)農家持越米の濫賣を防止し平均賣を獎勵
すること(二)新穀の貯藏及び販賣方法を講究
し其の實行に努むること(三)既設農業倉庫の
利用を圖ると共に其の建設をも一層奨励する
こと(四)産業組合又は農會等に於て適當なる
方法を講究し低利金融の斡旋に努むること
(五)農村勞力不足の地方に於ては失業勞働者の
利用に就き相當講究すること(六)戰後膨脹
せる農家經濟を堅實に關する爲め尙一層勤儉
貯蓄の宣傳に努むべきこと(七)米價の激落を
防止する爲め迅に適當なる保護政策を講ぜら
る様其筋へ建議すること

かかるに從來の各地方獨立の劃策運動
も多少連絡を有する北陸地方の如き聯合
協定も又政府の米價對策も共にこの不景
氣の大勢を阻止し緩和するに十分なる力
なく、米價の下落は底止する所を知らず農
村の不景氣は益々深く且つ大となるばかり
であつた。

運動 氣勢昂る

茲に於てか、十二月二

然しこの宣言はあまり多くの結果を齎
さなかつた。それで各府縣農會においては
各その地方における米價低落農村不景氣
問題等について協議劃策する所があつた。
今その一例を兵庫縣について見るに、同縣
農會では九月二十二日郡市農會長會議を開いて左の不景氣對應策を決議した。

不景氣對策

その實現を期することとし滿場一致を以て全國一様に實行せらるべき救濟策として左の諸點の決議をした。

一、農家の自給策として相當價格以下にては絶對的に米を賣却せざる事

二、右の各項を政府に要望する事

- (一)内地米三百萬石を政府に買上る事
- (二)外米輸入關稅率を引上る事
- (三)朝鮮米移入に對し課稅する事
- (四)低利賃金の融通を圖る事
- (五)常平倉の急設を促す事
- (六)帝國農會中央農政俱樂部の活動を促す事

運動の景況　この協議會開催を起點として投賣防止運動が全國的に連絡を有つて實行される趨勢となつて來た。即ちこの決議後、各府縣農會代表者等は各府縣に歸り各その決議實行に當つたのみならず各自の管内の狀況を互に通信すると共に激励し合ふことになつた。一例として十二月十

一日までに福岡縣農會に宛てられたといふ電報の様子を見れば、彼等がこの問題に

對して如何に意氣軒昂たるものがあるかを知ることが出來やう。

静岡縣　十日縣下一齊に米投賣防止を決議し

た貴縣も勵行を頼む

佐賀縣　十日縣下一齊に米投賣防止を議決し

た直に實行す

帝國農會　京都より投賣防止の結果五圓高し

との打電あり此際一層御奮勵を請ふ

富山縣　投賣防止を協議し直に實行に掛る

熊本縣　十日縣下一齊に米投賣防止の議決を

なし直に實行に着手せり

兵庫縣　決議實行人氣旺盛貴縣如何

上述決議後における各府縣内の該運動

の景況は、北部地方を別とすれば各地方の

事情に依り多少の相異はあるも先づ大同

小異であつたと云へる。今岡山縣における

状況をその一例として擧げると、十二月四日各郡農會長會議を開くと共に同縣下四百の町村農會に檄を飛ばして同農會所定

の投賣防止組合設立の宣傳を猛烈に行ふ

た所、殆んど各郡町村においても同様に猛烈なる反響を生じた、その宣言も決議も殆ど一樣であるから、一例として十日の川

上郡有志大會なるものを擧ぐれば

宣　言

米價の暴騰は消費を害し米價の暴落は生産者を毀つ、米價は常に平調を失せざるを要す、然るに今や暴落又暴落殆んど底止する所を知らず、吾人不安の念に堪へず、此秋米穀を賣

防策各地に企てらる吾人亦其趣旨を贊し左記決議項を遂行し米價調節の目的を貫徹せんことを期す

大正九年十二月十日

米價調節川上郡有志大會

一、米價一石參拾五圓を以て最低價格とし夫

れ以下に於ては賣却せざること

二、前項の目的を達する爲め當分の内各町村

又は部落に於て投賣防止の申合せをなすこと

と但し本月十五日を期し一齊に成立せしむ

ること

三、各金融機關に資金供給方便交渉のこと

全國府縣農會代表者協議會

上述の如き

地方の防止運動の發生と帝國農會とは裏

面に如^シなる關係を有するかは別問題と

し、兎に角同會はこの運動の引續き強烈に

行はれてゐた當時即ち十三日から十四日

に涉り全國府縣農會代表者協議會をその

樓上に招集した、この會議について注目す

べきことは次の數點に歸する。

1. 產業組合中央會の本問題に對する態

度

中央會は現下の米價暴落對策として近く各縣の支會長に對し注意書を發し各支會は管内の各產業組合と協議の上大要左の如き趣旨にて

之が對策の實行に努むる計畫なり
一、米價の維持を圖る爲め農業倉庫を利用して金融の途を圖る事農業倉庫の設置なき地方販賣組合又は信用組合等を利用して金融の利便を圖る事右に就ては特に中小農者に對して一層其利便を講ずる事右に要する低利資金不足の場合は中央會は其増加に就き斡旋する事

一、數萬枚の宣傳ビラを配付する事
一、勸業銀行の産業組合に對する資金融通の仲介に一層努むる事
一、今後地方の狀況に依りては産業組合に對し特に低利資金の融通を爲さしむる様政府に向つて要望する事

右は中央會としての腹案なるが近日中之が實行に着手する考へなり
2. 農商務省農務局長が同會委員會の希望に依り述べたる本問題に對する當局の態度

現時の米價が急激なる下落を來し生産費を償ふ事さへ爲し得ざる狀態に在る爲地方農家が窮状に陥りたるに就ては當局としても充分憂慮し居る次第にして農相に於ても非常に苦慮され居り之が對應施設に就ては種々考慮し居るも政府が之に對し如何なる方策を講ぜんとするか其具體案に就ては遺憾乍ら茲に明言する事を得ざるも目下財政經濟調査會に於ては垣久的米價調節策として常平倉問題等に就き審議し居り政府當局は之が經過並に決議に

關しては充分注意し居れる次第なるも目下の應急策に關しては未だ決定し居らざれば何等言明する事能はず

3. 帝國農會の本問題に對する二個の決議

(甲) 決議

一、各府縣は此際一齊に投賣の防止を實行する事

イ、開始は来る二十五日迄とす

ロ、價格は三十五圓を以て最低とし更に特別の事情ある府縣に於ては帝國農會と協定する事

ハ、目的の價額に達したる時は平均賣を厲行する事

ニ、期間内に實行せざる道府縣に對して帝國農會より督勵委員を派遣して之が實行に努むる事

ホ、此目的を達するため産業組合府縣農工銀行農業倉庫等と協商して金融の利便を講ずる事

ヘ、各府縣は府縣内の情報を帝國農會に速報し帝國農會は之を蒐集し且同問題に關する必要なる事項を網羅して月報を發行し各府縣及び都市農會に通報する事

ト、本目的を達するに遺憾なき様各府縣は最善の方法に依り鞏固なる農民の結束をなさしむる事

一、應急策

イ、政府に米買上を實行せしむる事但し農會に於ける庭相場の最低價格を一石三十五圓とし數量は三百萬石以降たる事

ロ、外米の移輸入を極度に制限する事

ハ、低利資金を融通せしむる事

二、恒久策

イ、農業倉庫の普及を計らしむる事

ロ、常平倉の設立を促成する事

ハ、米麥生產統計を正確ならしむる方法を定する事

附帶決議

以上各項の遂行を期するため各道府縣は最善の方法を以て

一、貴衆兩院議員に助力を求むる事
二、宣傳を徹底的ならしむる事

尙ほ帝國農會はこの會合後においてこの運動を正當に理解される目的を以て左の文書を發表した。

米價の高値を見れば一時本年五月切りの東京建米相場五十二圓六十九錢なりしもの過般米價暴落し本月初旬に於いては二十圓に垂んとし、然も正米に益々此れに轉寄し地方に依りては石十八圓の聲さへ聞くに至れり目下帝國農會に於いては各府縣農會に依頼して米の生産費を調查しつゝあるも其結果一石當生産費は大凡五十圓に近し、其他數府縣の調査を見るも何れも四十圓以上にして富山縣の如き大

十三圓を計上せる郡あり即ち政府當局に於ても米生産費は四十圓を要すと聲明せる事あるは其最低生産費を指すものと知るべし。帝國農會に於ては過般道府縣農會代表者協議會を開催し米價の下落に對する防止策を講じ遂に農家に於ける庭相場一石三十五圓以下にては賣却せざる申合を全國的に決議せり。然も是只消費者側の利害を顧慮しての犠牲的協議にして、固より農家自身より見れば三十五圓も猶投賣の範圍にありと云はざるべからず石四十圓ならざれば到底算盤のとれぬ農家の苦衷は只消費者の理解ある同情に俟ちて癒され得べきのみ。一方農村に理解なき者は只徒らに揣摩憶測を逞しうし、民農の不賣同盟なる不穩文字を用ひて農民が恰も消費者虐めを爲すが如き言説を吐くが如きは固より一笑の價值だも無き愚論にして、農民としては單に自己を經濟的破滅より救ふと同時に是が反て國家に盡すの所以なるを思へばなり。即ち米價を此儘に放擲して勝手に下落せしめんか遂には農民は米作に對し自暴自棄に陥り必然の結果として明年の作付に至大の影響を及ぼし、茲に國家の食糧政策は其根本を破壊し盡さるゝに至らん然も米價の調節策を講じ農民自ら救ふと同時に國民を飢餓の匂圍より脱出せしめんは只此時を措いて他にあるべからず。故に今日に於いて資金缺乏の爲め己むを得ず米の賣急ぎを爲すは只小農あるのみ。地主は未だ是にあづからず。されば投賣防止とは農民の大多數を占むる自作、小作の爲めに極めて

必要にして學村社會政策上慎重の意義あるものと知るべし。從來農民の困苦に迫るや只管政府當局を哀願するに留り偶々容れらるゝ所となるも多くは其時機を失し、恩典は漁者の利となり農民は其粒だも嘗め得ざる情態にありき。されば此舊套を脱し自發的に農民自ら團結して相互救濟の任に當るは只此時に在りと爲し農會當事者の活動を促すに至れり即ち是れ罕に觀る農民運動とも見る可く投賣防止に對しては直接利害の關係薄しと思惟せる地主迄熱血を此一舉に注ぎつゝあるは所以ありといふべし農民が公平なる見地の下に投賣防止運動を開始せる理由に就いては以上に於いて多少の了解を贏得べしと信ず。然も只此上は消費者側に於ても寛容の襟度を爲し此際公平の眼を以て注視せられん事を希ふ

つてゐたのであるが、今や帝國農會のこの協議會を起點として愈々全國的統一を實現することは確實なる事實となつた。即ち十二月初から運動を開始した府縣農會はその地方の運動組織を益々完備するやうになり未だ運動に對して十分なる熱意を懷かなかつたものも大勢に促されて熱心に呼應するやうになつたのである。

帝國農會の協議會後においても、各地方においてそれそれ決議宣言建議等をなしたのであるが大概帝國農會の言動を模範としたもの又は一層具體化したものである又此等を同協議會前における各地の決議等と比較して見ても大同小異であつて、要するに三十圓又は三十五圓以下の投賣を禁じ共同販賣の方法を獎勵し、一方農工銀行その他を通じて金融を圓滑にすると云ふのであつて、之に附帶して政府の大規模の買付を要請したことは云ふまでもない。

-
- 全國統一的大運動 上述の如く十一月末
- 全國統一的大運動の傾向 十二月當初にかけての防止運動の傾向
- 帝國農會の激勵 かく投賣防止運動の結果
- 束が愈々強固となるに従つて消費階級殊

に米商等の反抗も漸く擡頭し來つた。これに對して帝國農會は當業者の自信と團結力を強むるため二十一日左の通牒を全國各農會へ發した。

投賣防止を決議し之を團體の力にて實行するは社會政策上正に米穀の需給調節の好結果を招來すべし近來地主小作人關係が險惡の兆を呈し之が爲め我が農業衰退を齎す憂ひあるも米價を生産費以上に維持すべく地主小作人が協力して活動する時は兩者の間を融和圓満ならしむべし殊に小作問題の紛糾に地主等の痛苦甚しきことにして小作人の減少は直に地主の耕地需要不能となるを以て其自衛策としても投賣防止に盡力するは肝要なるが實行上最も緊切なるは金融の途を講ずるにあり而して農村には金融の機關不備なるを以て地主の援助に待つこと大なり次に米價維持の爲めに投賣を防止するは消費者に甚しく不利の如く解せらるゝも此儘米價の低落を放任する時は明年米作の減少を來し又復暴騰することとなるべく斯くて暴騰暴落を演ずるは却つて消費者に不利の結果を與へ其生活を不安ならしむべく若し今回不賣同盟が中止崩壊を見るが如きとあらば益々輕侮を招くのみなず當業者は意氣沮喪して將來の團體運動は不可能となるべし世上不賣同盟は永續せず反動的瓦潰を有して金錢を要すること少く工業者と趣を

異にするを以て相當に金融の途を得ば目的を達し得べし各農會に於て夫れく適當の處置を取り決議實行に努力されよ

投賣防止實行開始期日である二十五日までには北海道沖繩を除く三府四十二縣共に投賣防止同盟に加盟した、この日各府縣農會に對し帝國農會は「實行開始の日來る前途に懸念なく奮闘あれ」と打電した。

口 反對運動

投賣防止運動者側も中立を言明してゐる當局者も共にこの運動によつて農民階級と他の消費諸階級との反目抗争の惹起される事を憂慮してゐると述べてゐるけれども、實際上には十一月中旬頃からこの憂慮が單なる憂慮に止まらない傾向となつて現はれて來た。しかし、この傾向如何様に發展するかは今後の問題で反對の聲を上げたのは主として小賣米商人、下級階級又は金融關係から特別の立場にある或商業會議所等である。

- (1) 立憲勞働黨の反對宣言
- 又十一日十六日東京においては、立憲勞

働黨なるものを始め一二三の團體は左の決議をなし、農商務省當局に訴へるのみならず宣傳ビラ演説會等の運動方法を計劃したといふ。

我黨は食料政策の立場より全國府縣農會聯合總會の決議せる米不賣同盟及米價吊上運動は國民生活を脅威するものと認め絶對反対す

(2) 福岡縣下に於ける非難の聲

十八日の大阪朝日新聞は福岡縣に於ける小作人始め一般消費階級の反抗の聲を掲げてゐる。

戰時中に於ける米價の最高率に比し幾分米價が下落を來しあるは豊作の結果に基くものなるにも拘らず愈張りなる一部の米穀貯藏者が依然米價の高率を保持せんとして米穀不賣決議を爲さんと企て且米穀投機業者によりて米價の騰貴を促進せんとするの聲あるに乘じ福岡縣政友會員を主として組織せる小倉市外企救郡農會が貯藏米を有する當業者を集合し去る十二日穩かならぬ米穀不賣決議を爲したる以來彼等地主及び米穀貯藏者を除きて他の大多數の小作農民は勿論一般人は所謂國民生活を脅威しつつある彼等の行爲を惡み之に對して批難の聲を高めつゝあり

(3) 神戸市内の貧民の陳情

又二十日神戸市においては日本國內貧民一同と署名して神戸商業會議所に農民の横暴をせめ貧民の犠牲に於て米價を維持するは思想界の現状より見るも危険此上なきことなりとの陳情書を提出した。

(4) 大阪労働組合の決議

二十四日大阪中の島中央公會堂で日本労働協會大阪仲仕人夫労働組合、京都西陳織友會、神戸労友會等の幹部の協議會を開き左の決議をした。

米不賣同盟及半價吊上運動は國民生活の根底を破壊するものと認め絶對反対す
右決議す

(5) 高岡商業會議所の決議

曩きに富山縣下農村では投賣防止附帶決議として本年度大節期支拂を明年一月三十一日まで延期すべく一致の態度を定めたのであるが、之に對して二十五日高岡商業會議所は各業組合聯合會と共に市例年の慣行通りに支拂の實行をなすべく不

履行者に對しては日歩四錢の延滞利子を課することを決議した。

(6) 其の他事項

府縣知事若しくは郡長の如き地方自治團體の監督の地位にある者が地方農會長を兼ねたる地方においては、此等のものが防止運動に對して助力し又は默許したといふ事について少からず非難の聲があつた、又農會が斯の如き運動に從事するはその設立の主旨に反すると言ふ議論も出た、前者の一例を擧ぐれば大分市では同運動のために二十日頃には米價忽ちに石につき五圓方騰貴した爲め商工者は勿論農民の約三分の二に達する小農等の縣當局に對する非難の聲が高くなつた。

ハ 投賣防止運動の効果

この運動の米價に對する效果は各地方にそれぐ多少現はれたのであるがその内主なるものは十一月下旬における北陸地方の賣止運動、十一月に入りて行はれたる兵庫縣農會における二十二府縣の決議、同月十三四日の帝國農會の決議、二十五日十二月發會の市況は正米更に一、二圓安、定期先物二十四圓九十錢に寄つき株縫絲と共に銀貨暴落を時の悲觀材料に數へて非勢止め度無く定期は三日大引け値段當限二十二圓九十九錢中銀二十二圓・十一錢先限二十三圓十一錢の跡値頭案じに各地の一高一低を留意し漸く下値落付となりたるが一方正米は委託物益々増加し北陸產地の賣止め運動は多少同米の引返しを告げたるも標準相場は滔々として下落し日々の賣行頗る不良に推移し產地にては十五日手合すら出來せり十一日大體の底値を示せば(單位圓)

上米	中米	下米	平均
二八、七	二五、〇	二一、九	二五、二

不賣策奏功 併も止度無き暴落の結果商人の手持米稀薄となる折柄到處不賣同盟を傳へて休日中の產地入電より引締りて三十四日にて正米三圓高となり定期は灰汁抜け小聳りの氣先とて三期二十八圓臺より忽ち廿六圓臺に飛躍したるも其後は帝國農會の不賣宣傳を逆に賣られ採合ひ正米は再び不活發の漸落傾向に陥り十八日定期當限不勢の納會を終りたるに突如休日越より期正米共様變りて好勢に轉じ不賣宣言三十五圓は兎も有れ米價飆上上に奏功して二十七日定期大納會は二十八圓

四十八錢の高値引け年來の新市五六十錢上鞘を唱へられ二十八日納市の深川正米標準相場左の如く

上米 中米 下米 平均
四〇・七 円 二八・〇 円 一五・三 円 二八・〇 円
產地の高入電に一般人氣は續いて春高見越に躊躇たりと

米の小賣相場がこの當時如何様に變化したかについてその一例として大阪市内十箇所の公設市場を擧げんに此等においては十二月十五日左の販賣價格の改正を行ふた。

種別	現販賣價	改正指定價
特上米	三六	三七
特等米	三三	三四
半白米	三〇	三一
常等米	三二	三三
半用米	二六	二七
外用米	二二	二三
臺灣米	二四	二五

この運動は米價につき以上の如き效果を生じたが社會的には色々の缺點を曝露した、蓋し各地に於ては小農が金融に窮して夜間或は早朝人目を忍びて廉賣する様になつたのはその一面である、又各府縣の

間に於ても共同の決議を實行する點に關しては、寛嚴の差なきを得ぬがため勢この間に處して利を求むる商人の乘ずる事例は少くない、例へば十一月中旬に釜山では朝鮮米一石二十七八圓で買入れができるので鮮米内地移入のためこの間大に活躍するものがあつたのもこの爲めである。しかのみならず大多數の中以下の農民が勸業銀行や農工銀行の資金融通の利益を蒙り得るのは勿論であつて、茲に大なる社會的不公正があるのみならず各地方の産業組合も如何なる程度に資金の融通をなし得るかについても心細い状態である。

三 政府及政黨の對策

投賣防止運動に對しては政府はその理由の正當なることを認めてゐるけれども

表面上は、どこまでも局外者の態度をとつてゐる。政府の採つた政策を見るに米價下落に對しては、「大正七年十月三十日緊急勅令第三百七十三號米及び穀の輸入税を低減又は免除する件」並びに「大正八年三月二十七日勅令第九號大麥及び小麥の輸

入稅は毎百斤七十五錢とする件」の繼續をなさないでその關稅を復活することなし、農商務省令に依る所謂輸出制限の撤廢と共に十一月一日から之を實施し、又勸業銀行農工銀行等と協議して農業に對する貸出につき便宜を與へることとした。けれども帝國農會に要望された三百萬石買上げの件も、常平倉實施の件も、經費の莫大なること其の他の理由によつて實行問題とはならなかつた。この點に關する當局の態度の發展については政友會其他農民階級の利害を代表する政黨員の態度は重大なる影響を及すべきは當然と見られるが、十二月十五日の政友會幹部會並びに黨務員會においては大槻左の如き意見の一一致を見之を首相に陳情した。

米價は近時益々低落するの勢あり之が爲め農民の講買力は大に減退して我經濟上に至大的影響を及ぼせるが如し、夫の各地方農會が米價調節に關して種々協議又は決議せるは尤のことなりと信ず、政友會に於ても幹部會並に黨議員會に於て協議の結果之が調査の急務を認めたれば政府に於ても適當の方策を講せられたし

これに對する首相の意向は同十六日次の通り傳達された。

陳情の趣旨は十分諒承せり政府當局に於ても此問題に就き夙に考慮し居れるが更に其實效を擧ぐるに最善努すべし唯今日米價の低落甚しきは奸商が政府の持米たる外米五十萬石を賣離すが如く流言浮説して氣配を軟化するが一因なるものゝ如く思はる、然し政府は決して外米を賣離すこと無きは度々當局者の口より言明せる所なり又此外米は今賣離されば腐敗するが如く云ふものあれども決して腐敗すること無く又之を支那饑饉救濟の爲め支那に送るが如く云ふものあれども是亦事實に非ず政府は右外米は備荒貯蓄として依然之を政府の管理として保在し置く積りなれば此點は謬り無からんことを望む、之を要するに此調節問題は關係當局とも十分商議したる後適宜の方法を講じ各方面の希望に副はんことを期し居れり

又貴衆兩議院を多數に會員とする農政研究會有志者間においては米價暴落問題について協議の結果、十一月二十九日左の建議案を衆議院に提出すると共に、貴衆兩院に涉つて運動を始めてゐるといふことである。

維持確立を計るに非ざれば之れを元ふすること能はざるや論なし然るに今や農家は農産物價格の低落により其の收穫は生産費を償ふに足らず、加ふるに公課及生活費漸く重ふして其の生計を支持する能ざらんとす、此の窮境にして永續せんか、遂に食糧の根源に枯渇せんとする虞れあり、仍て政府は速に之に處する方策として金融の道を講じ食糧の充實を計り、農產物價格の平準を得るに必要な方法を定め、國民生活の安定を期し、併せて國家經濟の確實を計るべし

右建議す

又前述勸業銀行及び農工銀行の實際的活動如何と見るに、十二月二十四日までの調べに依れば兩銀行から低利資金の融通を受くることになつた地方は左の通りである。

金額の定まるもの

三重二百萬圓、奈良七十萬圓、栃木五十萬圓
東京五十萬圓、岐阜二百萬圓、埼玉八十萬圓
金額決定せざるも可及的融通を
爲すべきもの

和歌山、滋賀、愛知、茨城、京都、神奈川、
香川

因みに勸業銀行が府縣信用組合に聯合

第四 其他の問題

一 工業と農業

し併せて勸業債券所有の便宜に供し度貴管下の主なる信用組合へ別紙通牒を發送可致候に付き御了承相成度歲末急を要し折柄名忙にて手廻り兼候に付乍御手數貴會より可然御移牒の上御利用願度即案内旁證貴意候

拜啓陳者當行は組合各位に對し既擔保にて貸出の取扱致居候處此外組合併に組合員各位御所有の左記有價證券を擔保とし手形割引の方法を以て低利且つ小額と雖も極めて簡易に御融通可致特に勸業債券に對しては一層御便宜相計り可申に付此際資金御調達の方法として御利用相成度借入御希望の向は左記各項御了承の上同封の申込書へ夫々御記入御送附被下候はゞ御取引に要する書類早速御送附可申上候

一期日 三千圓以上
一 金額 三十圓以上
一 利率 當分の内勸業貯蓄債券擔保日歩二錢二厘、其他の有價證券擔保日歩二錢三厘、以上取交せたる場合は擔保價格の多きに依る、組合個人に對しては各一厘増の事
一期日 六十日以内とす
一 擔保品に對する貸付高 各種勸業債券一通に付二十圓券は十三圓、同十圓券は六圓、貯蓄債券は三圓五十錢

近時工業の發達はその一結果として農業政策上米穀の充實を計るは尤も肝要なり而して米穀の充實を計らんとせば農家經濟の

民の都會集注を激成した。殊に工業中心地附近においてその傾向が著しいやうである、農業勞銀昂騰の一原因も此點にあり、又官廳其他農會等が機械力を農業に應用しけたこともこれがためである、左に一例として摘記するものは十二月、大阪府廳調査にかかる農業勞働移動狀況である。

大阪市 商工業の發展に伴ひ周圍部の耕地は住家又は工場増設の爲め狭められ農業勞働の需要減少し地方從來の農業勞働者は工業勞働に吸收せらるゝもの多く從つて概して減少の傾向あるものゝ如し

北河内郡 大正三年工業の勃興以來農業勞働者は都市に吸收せられ都内工業勞働は漸次缺乏の有様なりしが降て戰亂終戻後工業沒落の昨今尙農業勞働に從事する者少なく依然農業勞働者は減少の傾向なり

中河内郡 本郡の如く商工業發達せるのみならず大都市に接近せる農村に於ては農業勞働に從事するよりも比較的勞費少くして相當勞銀を得らるゝ事情あるを以て農業經營を行ふ者にても農業の餘暇には工業勞働に雇はるゝもの多く從つて農業勞働に從事する者減少せり定雇の如きは皆無にして月雇季節雇とても各村共餘儀なき者のみ從事しつゝあり

三島郡 農業勞働者は時勢の推移殊に時局の

關係上諸工業の發達に伴ひ漸次其數を減じ定雇季節雇の如きは男女共之を求むるに困難なるの狀態にあり日雇も亦減少せりと雖も近時勞働賃銀の騰貴に依り卒うじて需要を充し得るの狀況なり之を年齢別にすれば十七歳以上三十歳未滿のものに於て最も其數を減少せり

東成郡 純農村時代に於ては農業經營者には多く定雇を使用し日雇季節雇之に亞き僕夫の如きも亦少からざりしも其後都市の發展に伴ひ之が氣風に感染せられ數年前より著しく工業賃銀の騰貴するに及び農業方面より漸次工業方面に勞働者の流動するに至り其數著しく減少せり

泉南郡 郡内一箇に亘つて諸工業の勃興に依り農業勞働者の缺乏を來し且つ農家の子弟にして義務教育を終り更に中等以上の教育を受くる者增加したる結果益農業勞働者缺乏の勢を助長しつゝあり

泉州郡 農業勞働者は逐年減少し來れるが爲之が補充として勞働者の需少なからず尙本郡の如きは都市に接續し居る事情より今後集約的なる園藝業に依り農業利益を増進しえべき望みあるを以て此方面に對しても相當勞働者の需要あり

豊能郡 各町村に亘り農業勞働者は漸次減少の傾向あり各地共不足を訴ふること甚しく加ふるに賃銀は極めて高く農村維持上洵に憂慮すべきものあり

西成郡 老年少幼年男女を通じて勞働者の數は著しく減少を示し其原因是各町村に逐年工場の増設せられ而も工業勞銀は農業に比して多額なると父母の膝下を離れず通勤し得る便宜あるとを以て農業勞力の工業方面へ流勤するが爲なり

堺市 各種類の農業勞働者は從來年を逐うて他の諸工業に轉稼しつゝあるは何れも同一なり然るに本年五六月頃より財界變動により俄然工業の衰微を來し之が爲歸農するもの續出するに至れり

南河内郡 米麥其他農業生産品の價格下落の爲農業資金潤澤を缺くにも拘らず勞働賃銀は依然として下らず農業勞働者不足の狀態なり

ロ 同府下の地主小作人關係の變化 地主小作人關係の變動も又工業の發達に多少原因してゐる殊に工業中心地において著しいものがある、今その一例として大阪府農務課の調査になつたものを引用する。

地主小作の協調に關する狀況 戰亂の結果商工業殷盛の影響を受け市街地接續町村及鐵道沿線地方に於ける農業勞力は多く工業方面に吸收せられ其餘勞山間僻陬の地に波及し爲めに農民の土地執着心淺薄となり小作人の農業經營漸次粗放に流れ地主との間に於ける關係亦昔日の温情を見ず往々小作料

の減額を迫り若し意の如くならざる時は小作人同盟して小作契約の解除を要求する等兩者の協調圓滿を缺くもの簇出しつゝあり而して一部地主に於て之が妥協懷柔に努むるものなきに非ずと雖も其努力も未だ消々たる大勢を防止するに足らず年を追うて險惡の傾向に逸みつゝありと云ふの外なし府下に於ける地主小作人の収益分配率は大體左の如し

地主の取分	小作の取分
七分	三分
五分	五分
六分	四分

凶作に於ける地主の措置

地主相互間又は小作人と協議して小作料減額率を決定するを常とし若し協議不調の際は雙方立會の上坪刈に依り標準を定め相當と認むる割引を爲し又甚だしき凶作にありては地主は小作人に種子肥料食糧等を貸與することもありと雖も是等協調も地主の自發的に出づるもの極めて稀にして多くは小作人の要求ありて後行はるもの多し是れ地主に於ては自ら進んで讓歩せんか更により以上の追求を迫られんことを恐るゝが爲めなり

小作獎勵方法及施設

郡及郡農會に於ては精農家の表彰或は農事に關する共進會を開き町村、町村農會又は地主等に於て小作米品評會、小作人慰安會等を開き優良なるものを賞與し又は小作人に對し精神修養の講話を爲し或は娛樂を與へて響應等を爲すものありと雖も頗る少數にて徹底せる

もの殆んどなし

地主組合及小作人組合の施設

地主組合として組織的のものなく只だ凶年に於ける小作料減額率又は小作米品評會等の獎勵方法を協議決定する爲め隨時會合し恰も地主會の如き觀を呈するもの數箇所在するに過ぎず小作人側に於ても組合と認むべきものなし然れども一朝地主に對し或要求を爲す場合に於ては共同團結を爲すもの多く而も地主の集團に比すれば極めて強固にして何等規則規約等の設けなきも問題發生毎に惹起する團體小作人の非共團的行爲に對して違約金、保證金の沒收或は除名等の制裁は極めて嚴格に行はれ團體の結束は一絲亂れざるものあり

地主小作紛争の事實

商工業の殷盛は盛に農業労力を農村より奪ひ延いて農業を輕視するに至りしことは聽て地主小作間の疎隔の主因となり小作人は些少の不作をも之を口實として殆んど常に小作料の減額を要求して止まず而も一方地主は徒らに一時を糊塗するのみ吸々として永遠の考慮を缺き折角の努力も兩者協調融和の實績を擧ぐるに足らず紛争の内容は小作人は小作料の減額のより多からんことを主張し地主は其のよリ少なからんことを主張し遂には小作地を返戻し一時全く作付を爲さざること少なからず

八 福岡縣の鏽毒被害

鏽業の發達は農村に及ぼした損害については福岡縣の狀態は最も著しいもの

の一つであるが、本年同縣農會の中心となり調査せる結果政府に對して建議書を提出する等これが救濟運動に着手した。

建議書

時運の趨勢に鑄み農工業の併進を圖るは國力の充實を期する所以にして國家存立上最緊要の事たるを信ず近時我國に於ける鑄業の發展益著しきものあるは洵に慶賀に堪へざる所なりと雖之が爲農業上に及ぼす慘害の甚しきものあるは實に憂慮措く能ざはる所なり今本縣に於ける鑄業に因る被害地を調査するに炭鑄採掘の爲耕地陥落及鑄毒水の放出に因る被害五千七百餘町歩に達し此の損害二百二十三萬餘圓の巨額に上り又水源たる溜池の漏洩用水路の陥落等農作上の損害甚大なるのみならず耕地以外の土地其他の被害亦夥しく尙年々其慘害を増加するの状況なるを以て是等の損害を計上するときは實に驚くべき巨額に達すべし而して現行鑄業法に於ては専ら採掘者に有利にして前陳の損害に對し補償の明文なきを以て其交渉頗る煩雜にして之が解決甚だ困難なるのみならず往々にして遂に救濟の途なきものあり殊に一旦廢坑の場合に於ては其慘害測り知るべからず爲に農業者をして物質上精神上多大の打撃を蒙らしめ延て農家の困憊農村の衰頹を招來せしむるは洵に寒心に堪へざるものなり今や食糧の自給獨立上耕地の擴張及土地の利用益急切を加ふるの秋に當り之が荒

廢を防ぎ農村生活の安定を圖るは最緊要の方策なりと信するを以て宜敷鑛業地方の實情を洞察せられ鑛業法の一部に改正を加へ土地の

保全並損害補償の規定を設けられむことを懇請の至に堪へざるなり茲に本縣農會總會の決議に基き別紙調査書相添へ謹て請願候也

大正九年二月二十一日
農商務大臣宛
福岡縣農會長 安河内麻吉

被害地反別

郡名	調査の時期	反別	被害地總	下の被	害	上の被	害	毛地	被害に	被害地	被	害	稻毒水	郡名	減收石數	五割以上	五割以下	不毛地	稻石	作
粕屋郡	八年十二月	三三・四	一九・四	七二・五	七一・五	六三・五	六三・五	三八	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	遠賀郡	五、六七八	五〇〇	四、六四七〇	三〇〇	一五三・六	三・八
遠賀郡	六年十二月	一九・四	一九・四	七二・五	七一・五	六三・五	六三・五	三八	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	粕屋郡	五、六七八	五〇〇	四、六四七〇	三〇〇	一五三・六	三・八
鞍手郡	同	同	同	八六・一	八五・一	六七・五	六七・五	三五	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	鞍手郡	四、六五二	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
鞍手郡	同	同	同	九〇・七	九〇・七	七一・五	七一・五	三五	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	嘉穂郡	四、五七	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
嘉穂郡	同	同	同	九三・二	九三・二	七一・八	七一・八	三五	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	田川郡	四、五七	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
田川郡	同	同	同	九三・九	九三・九	七一・四	七一・四	三五	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	早良郡	四、五八〇	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
早良郡	八年十二月	八三・〇	五七・一	三〇・〇	二九・四	二九・四	二九・四	一	一	一	一	一	一	三池郡	三、五八	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
三池郡	八年十二月	八三・〇	五七・一	三〇・〇	二九・四	二九・四	二九・四	一	一	一	一	一	一	企救郡	三、五九〇	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
企救郡	六年十二月	一、八六・四	一、九〇・五	三〇・三	二五・一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	三、五三・〇六	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
計		三七・八	三七・八	八七・六	八七・六	五三・四	五三・四	一	一	一	一	一	一							

被害金額	稻	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	裏	作	
粕屋郡	元、五〇〇	二三・三五〇	二三・三五〇	一、二〇	一、一九	遠賀郡	元、五〇〇	二三・三五〇	二三・三五〇	一、一九	一、一九	一、一九									
遠賀郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	鞍手郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
鞍手郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	嘉穂郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
嘉穂郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	田川郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
田川郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	早良郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
早良郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	三池郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
三池郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	企救郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
企救郡	一〇〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	計	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一							

被害の摘要

被害の種類

- 一、耕地、宅地、道路、水路の陥落
- 二、住家の傾斜、倒壊
- 三、飲料水、使用水、灌漑水の欠乏、枯渇並

變質

- 四、溜池の漏洩並枯渇
- 五、鑛毒水の放流に因る耕地の惡變
- 被害救濟上最も困難なる事項

繫争法は民事訴訟法に依らざるべからず然るに礦業者所謂大資本家に對し貧弱なる農民は之に對抗すると能はざるを以て目下最も困難を極め居れり

一、礦業被害地に對する補償法に對しては礦業法中明確なる條項なき爲其補償に對する

生すること多く此場合は鑛區或は鑛業権の所有者を異にすることあり其原因不明を名とし互に責任を轉嫁し之を證明する適當の方法なく責任者を定むこと困難なり

三、重複鑛品に於ける被害は責任を轉嫁し其原因を證明すべき適切な方法なく責任者を定むこと甚だ困難なり

四、鑛業権が甲乙丙等に轉展したる後發生する被害は互に責任を轉嫁する場合多し然るに其原因を確認すべき方法なく責任者を定むこと極めて困難なり

五、飲料水枯渇及變質の原因を確認すること最も困難なり加ふるに附近に適當の飲料水を求め得ざる場合多くして住民の困難を感じること最も切なり

六、炭坑より放出する毒水は灌漑に混入し作物に被害を及ぼすのみならず有害なる沈澱物を生じ其濃厚なるに従ひ耕土惡變し米麥作に及ぼす損害甚大なり加ふるに沈澱物は其量甚だ多くして河床を埋め爲めに年々鑛毒を含める洪水氾濫し浸入被害面積擴大するも關係炭坑多數にして耕作者は之が損害補償を訴べき責任者不明なるに苦む

七、採掘中 被害地に對しては鑛業者に於て幾分の補償及復舊をなす者ありと雖も廢坑後は其責任者なく目下廢坑地の被害並復舊に對しては痛切に困難を極め居れり

ニ 福岡縣愛媛縣の農村住宅調査

農村における住宅問題は明年のゼネバ第三回國際労働會議に關連して多少注意を喚起してゐる點がある、而してこの問題は今後益々重要となるは言ふまでもない。この點に關して福岡縣の一農會は住宅の改良に資せんがため左の方法によつて農家住宅の品評會を開いた。

一回審査を了したるが其成績に徴するに厩舎便所の位置臺所との距離宅地内に於ける樹木の種類空地の利用又は樹木と干燥場との關係等幾多遺憾の點多しといふ

又愛媛縣に於ける調査は左の如し、

越智郡農會にては生活狀態の全く異なる島嶼部は省略し調査區を龜岡、日高、富田の三村に選定したるが調査の目的物たる農家は田畠三町歩以上を所有する者を上、一町歩位を中田畠二三段を所有して傍小作を爲し居れる者を下となし

右三種に該當する特定の者に就き此程下調べを終へたるが龜岡村に數ける純小作の住宅は八疊と六疊の二間にて外に土間、畜舎及び物置を所有し居れり。

又富田村に於ける中農の住宅は六疊三間に四疊半二間にて外に土蔵、納屋、畜舎、堆肥小屋、物置、鶏舎等附屬し居れり尙ほ上農に至れば門構へ廣く住宅は二階にて八間を有し外に土蔵、湯殿、納屋、畜舎、物置、堆肥舎等整備し居るものあり其懸隔は頗る著しきものありと

(大阪朝日新聞九月二十一日所載)

又富田村に於ける中農の住宅は六疊三間に四疊半二間にて外に土蔵、納屋、畜舎、堆肥小屋、物置、鶏舎等附屬し居れり専ほ上農に至れば門構へ廣く住宅は二階にて八間を有し外に土蔵、湯殿、納屋、畜舎、物置、堆肥舎等整備し居るものあり其懸隔は頗る著しきものありと

山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈栃茨千群埼新長兵神大京東北道

奈海

道政及府縣

經營者

數

一ヶ年に仰介する農業員の労働者

仲介先別

給金の歩合を以て定むるもの

手

數

431

秋福石富島鳥和山廣岡島香愛高佐大福鹿宮沖合

兒 歌

田井川山取根山島口山島媛知岡分賀本崎島繩計

營 同 菜 縣 同 同 菜

農會營業者 市營業者

者者者者者者者者

二、五八四 一、九九五 六、八四七 四五、一四八
二、五九一 三、一九一 二、九七〇 一、一三一
一、五五〇 一〇四 一、三一五 一、〇八九
一〇四 一、一三一 五七 二、〇四二

三、一九一 二、三二八 六三四 二、二六九
一、三一五 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九
一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九

二、五九一 一、四三一 二、五九一 二、二六九
一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九
一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九

二、五九一 二、七五 一、一〇八九 一、一〇八九
一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九
一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九 一、一〇八九

百分ノ五 三九八 五八二 百分ノ百
乃至百分 二五一 一二一 三分之二
百分ノ十 三四一 双〇四五 一分之二

百分ノ五 二五一 一二一 三分之二
乃至百分 二五一 一二一 三分之二
百分ノ十 三四一 双〇四五 一分之二

双方額 同宛拂 三三一 一、一〇八九
双〇四五 一、一〇八九 三三一 一、一〇八九
双方額 同宛拂 三三一 一、一〇八九

大多數 二六五 一、一〇八九
二六五 一、一〇八九 二六五 一、一〇八九
大多數 二六五 一、一〇八九